

さくら市こども計画

＜ 素案 ＞

さくら市
令和8年●月

(市長あいさつ)

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の法的根拠	4
第3節 他計画との関係	4
第4節 計画の対象	5
第5節 計画の期間	5
第6節 計画の策定体制	6
1. さくら市子ども・子育て会議	6
2. さくら市少子化対策推進本部会議	6
3. アンケート調査の実施	6
4. こどもたちへの意見聴取	6
5. パブリック・コメントによる意見募集	6
第 2 章 こどもを取り巻く現況と課題	7
第1節 さくら市の現況	9
1. 人口	9
2. 人口動態の推移	11
3. 家族の状況	12
4. こどもの貧困に関する状況	15
第2節 こどもに関するアンケート調査結果	16
第3節 こどもたちへの意見聴取結果	29
第4節 計画策定にあたっての課題	31
第 3 章 計画の基本的な考え方	33
第1節 基本理念	35
第2節 基本目標	36
第3節 施策の体系	37
第 4 章 施策の展開	39
基本目標1 すべてのこどもをすくすくと育てます	41
1-1 総合的な子育て支援の充実	41
1-2 子育て相談や情報提供の充実	42
1-3 子育て世帯等の経済的負担の軽減	43
1-4 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	44
1-5 こども・若者の居場所づくり	45

1-6 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援.....	46
1-7 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実.....	47
1-8 学校等における教育環境の充実.....	47
1-9 放課後の居場所づくり.....	48
1-10 就学・就労支援の充実.....	48
1-11 結婚を望む方への支援.....	49
基本目標2 支援が必要なこどもを支えます.....	50
2-1 児童虐待防止対策の推進.....	50
2-2 ひとり親家庭等の困難を抱えるこども・若者への支援.....	51
2-3 障がいのあるこども・若者への支援.....	52
2-4 外国籍の家庭や外国につながるこども・若者への支援.....	53
2-5 いじめ対策の推進や不登校支援.....	53
2-6 ひきこもり状態にあるこども・若者への支援.....	54
2-7 自殺防止対策の推進.....	54
2-8 こどもの貧困対策の推進.....	55
2-9 社会的養護の推進やヤングケアラーへの支援.....	55
基本目標3 地域のみんなでこどもを育てます.....	56
3-1 子育てしやすい生活環境の整備.....	56
3-2 職業生活と家庭生活との両立推進.....	57
3-3 地域全体でこどもや子育て家庭を支える支援.....	58
3-4 こども・若者の権利を尊重する環境づくり.....	58
3-5 こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出.....	59
第5章 計画の推進と進行管理.....	61
第1節 計画の推進に向けて.....	63
第2節 計画の評価・検証.....	64
第3節 計画の数値目標.....	65
資料編.....	67
1 さくら市子ども・子育て会議.....	69
2 さくら市少子化対策推進本部会議.....	72
3 さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ.....	74
4 策定経過.....	77
5 該当事業一覧.....	79
6 用語解説.....	86
7 子育て関連施設マップ（令和7年4月時点）.....	90

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や地方の衰退が現実のものとなりつつあり、こどもや子育てを取り巻く環境も大きく変化しています。生活様式の多様化、女性の社会進出、働き方改革の進展などにより、若者の結婚や子育てに対する意識は変化し、出会いの機会の減少や家事・育児負担の偏りといった課題が顕在化しています。

また、こどもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、自殺といった問題も複雑化・深刻化しており、すべてのこども・若者が安心して成長できる社会の構築が急務となっています。

こうした課題への対応として、国においては、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

また、平成30年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後のこどもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、こども・子育てに関する法制度を整備しています。

さらに、令和5年4月には「こども家庭庁」が発足し、同時にすべてのこどもが健やかに育ち、幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指して「子ども基本法」が施行されました。同年12月には、これまでの3つの大綱（少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱）を統合した「子ども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現が目指されており、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。この「子ども基本法」では、第10条において、市町村に対し、国のことども大綱及び都道府県のことども計画を踏まえた上で、「こども計画」の策定に努めることが定められています。

このような背景の中で、本市ではこれまで、国や県の動向を踏まえながら「子ども・子育て支援事業計画」を通じて、本市に住むすべての人が協力し合い、こどもの笑顔があふれ、子育ての場所として選ばれるまちづくりに取り組んできました。令和6年度には「第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の充実や地域の支援体制の強化に努めているところです。

こうしたこれまでの施策を継承しつつ、「子ども基本法」及び「子ども大綱」の趣旨を踏まえ、こども・若者を取り巻く新たな課題にも対応するため、本市では、令和8年度を始期とする「さくら市こども計画」の策定に取り組むものです。

この計画を通じて、切れ目のないこども・子育て支援の充実を進めていくとともに、本市における「子どもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の推進に取り組みます。

「こども」の表記について

子ども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

このため、本計画では、平仮名表記の「こども」を用いていますが、法令等で定められている場合、固有名詞を用いる場合や、他の語との関係で平仮名表記以外を用いることが適當だと判断される場合は、「子ども」「子供」「児童」「生徒」「青少年」等、平仮名表記以外を用いています。

第2節 計画の法的根拠

本計画は、令和8年度からの「さくら市こども計画」として、以下の複数の法的根拠に基づく関連計画を一体的に策定するものです。

本計画には、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定された「第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和6年度～令和11年度）を含み、引き続きその内容を踏まえながら、関連施策を総合的に推進していきます。

また、計画に位置付けられている以下の計画についても、引き続き一体のものとして取り扱います。

- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」

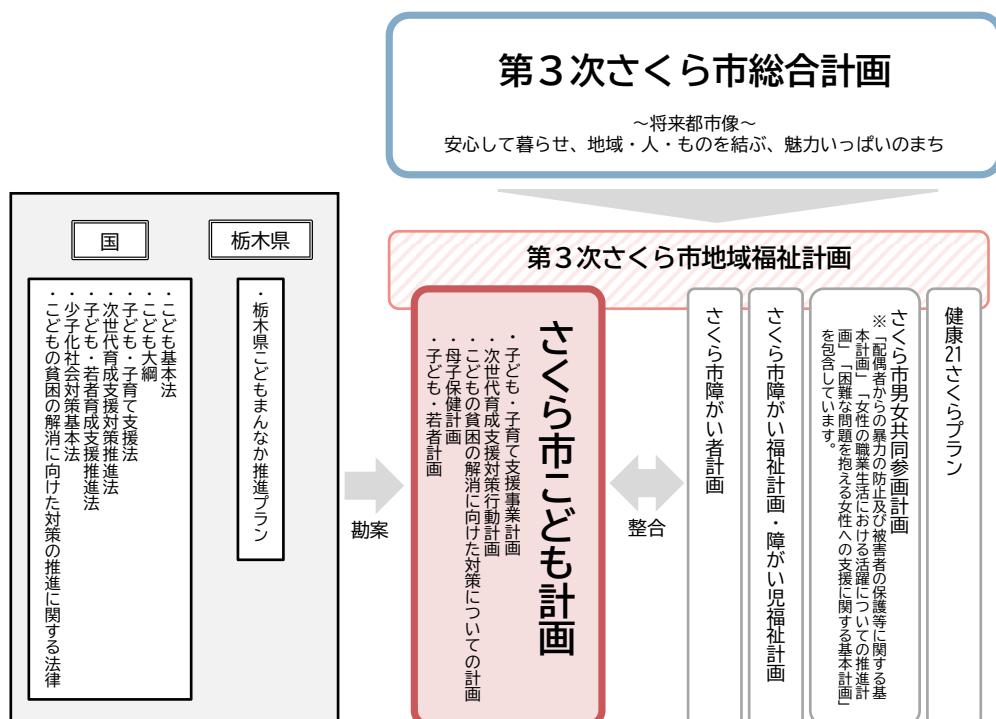
さらに、母子の健康づくりに関する施策については、母子保健法第18条の2に基づく「母子保健計画」として本計画に位置付けています。

加えて、こども大綱に掲げられている事項を踏まえ、子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」を統合し、これらを包括的かつ一体的に構成した計画としています。

第3節 他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「第3次さくら市総合計画」をはじめ、こども・子育て施策に関する本市の各分野の計画と連携・整合を図り策定しました。また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

■こども計画と他計画との関係性



第4節 計画の対象

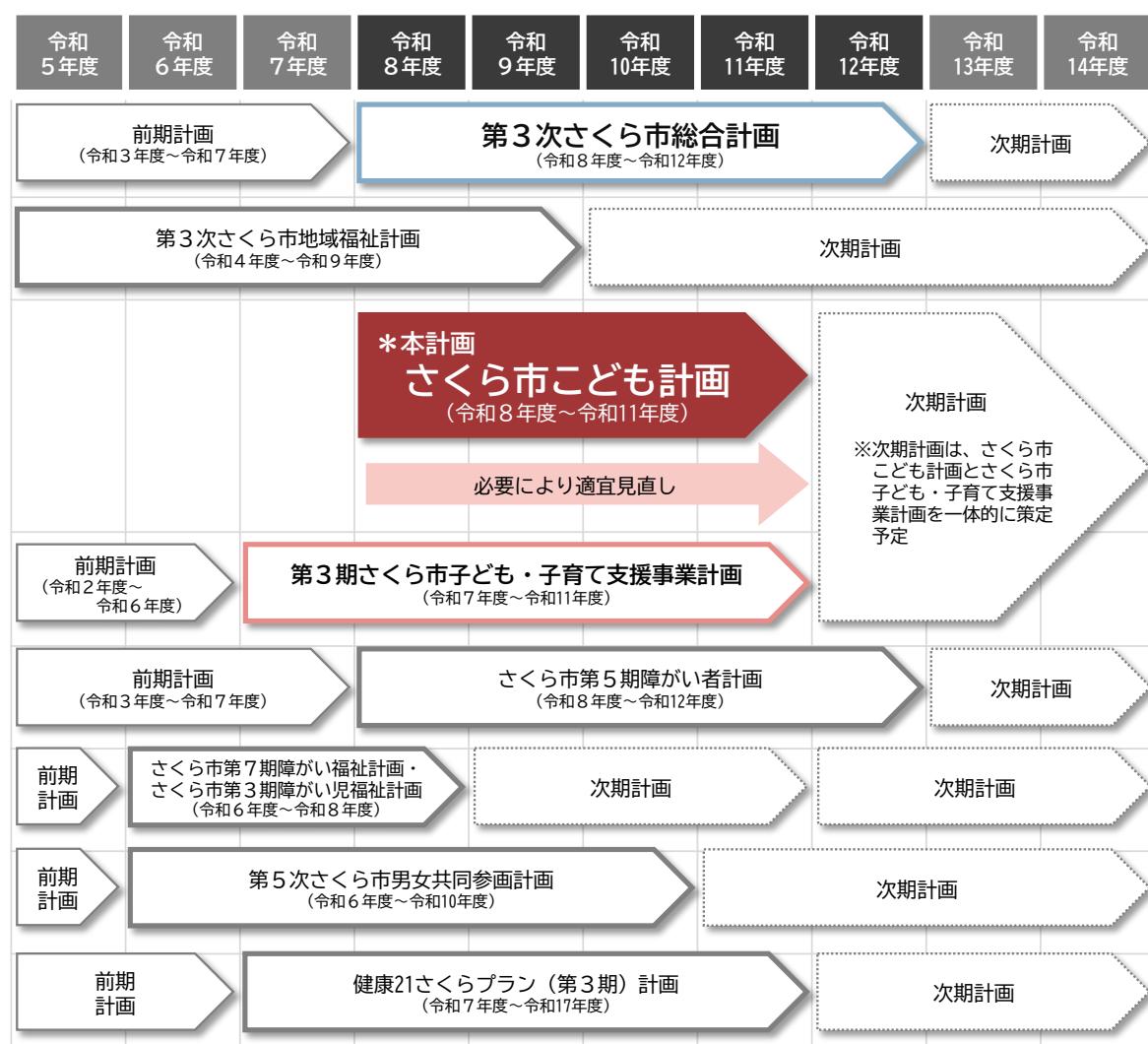
本計画は、「こども」「若者」「子育て当事者」を対象とします。

※こども大綱では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心身の発達過程にある者を「こども」と定義しています。本計画における「若者」には法律上の定義はありませんが、思春期（中学生～18歳程度）及び青年期（18歳～概ね39歳未満）を指します。なお、施策によっては40歳以上の方を含む場合もあります。「子育て当事者」とは、「こども」を養育する者を指します。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。また、社会、経済情勢や本市のこどもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズなど、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

■こども計画及び他計画の計画期間



第6節 計画の策定体制

1. さくら市子ども・子育て会議

法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子ども・子育て支援法第72条に基づく機関となる、関係機関、関係団体、学識経験者などで構成する「さくら市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

2. さくら市少子化対策推進本部会議

少子化対策を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とするさくら市少子化対策推進本部を設置するほか、本部内に職員公募等によるワーキンググループを設置し、施策の課題及び具体的な取組の検討を含め計画内容等の審議を行いました。

3. アンケート調査の実施

より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、「さくら市こども計画」の資料とするため、子育て世帯の生活実態、要望・意見や、小学生・中学生・高校生・若者の生活実態、将来について、要望・意見などを把握することを目的に、令和7年7月にアンケート調査を実施し、結果を本計画に反映しました。

4. こどもたちへの意見聴取

こども基本法において、こども施策の策定等にあたってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることが地方自治体にも義務づけられていることを踏まえ、第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画策定にあたり実施した調査結果（令和6年10月7日から10月25日までの期間で市内の小学5年生及び中学2年生を対象に調査を実施）を本計画に反映しました。

5. パブリック・コメントによる意見募集

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和8年2月14日から3月13日までの期間でパブリック・コメントを実施し、市民に意見をうかがいました。

第2章

こどもを取り巻く現況と課題

第1節 さくら市の現況

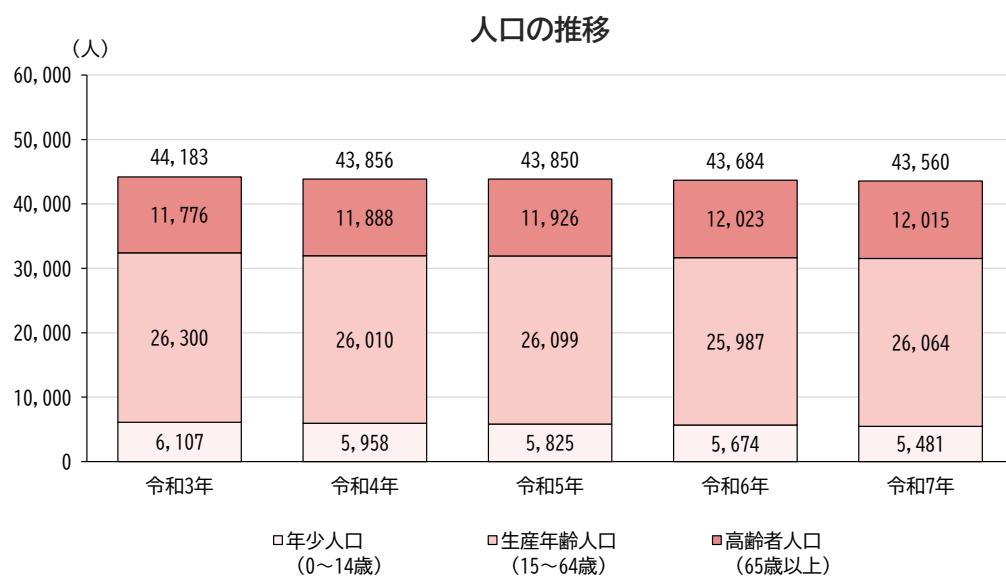
1. 人口

(1) 人口の推移

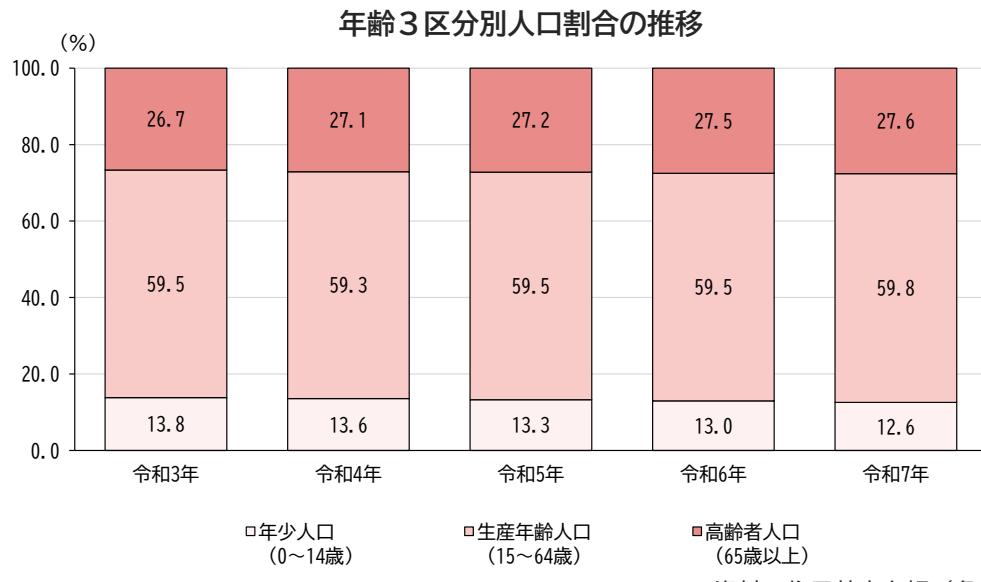
本市の総人口は、年々減少傾向であり、令和7年で43,560人と、令和3年の44,183人と比べて623人の減少となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向、生産年齢人口（15～64歳）は増減しながらやや減少傾向、年少人口（0～14歳）は減少傾向で推移しています。令和7年の年少人口は5,481人と、令和3年の6,107人と比べて626人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、令和7年で年少人口が12.6%、生産年齢人口が59.8%、高齢者人口が27.6%となっています。



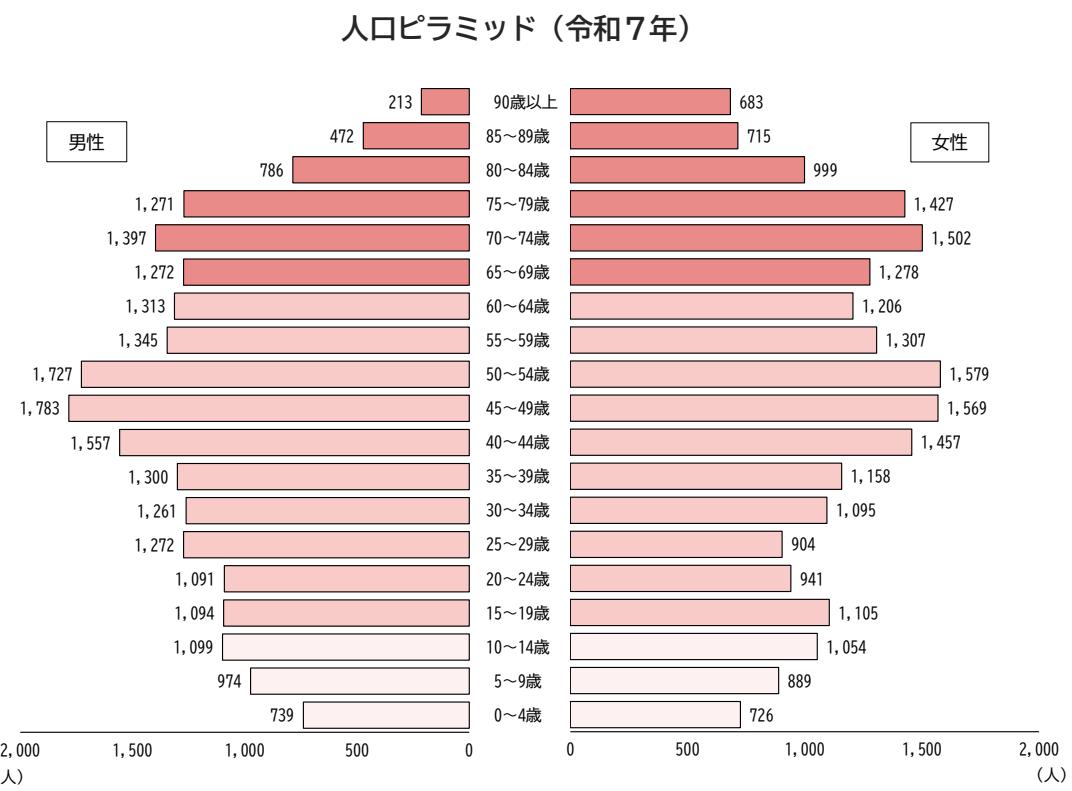
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 令和7年4月1日現在の人口構成

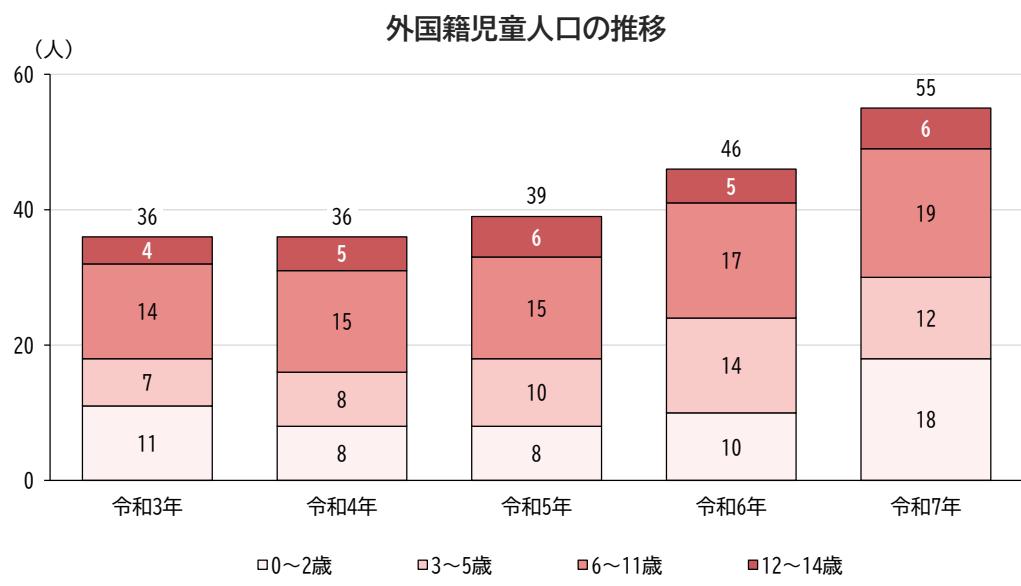
令和7年の人口ピラミッドは、40～54歳までの世代と、70～74歳が特に多くなっています。



資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

(3) 外国籍児童人口の推移

本市の外国籍児童人口は、増加傾向で推移し、令和7年で55人と、令和3年の36人と比べて19人の増加となっています。

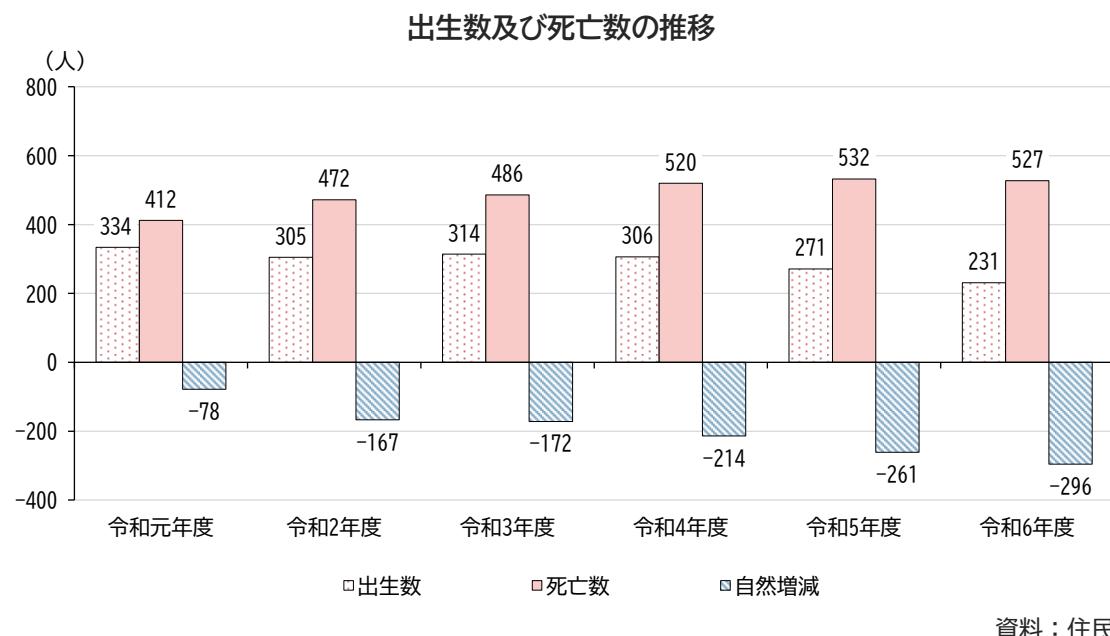


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 人口動態の推移

(1) 自然動態の推移

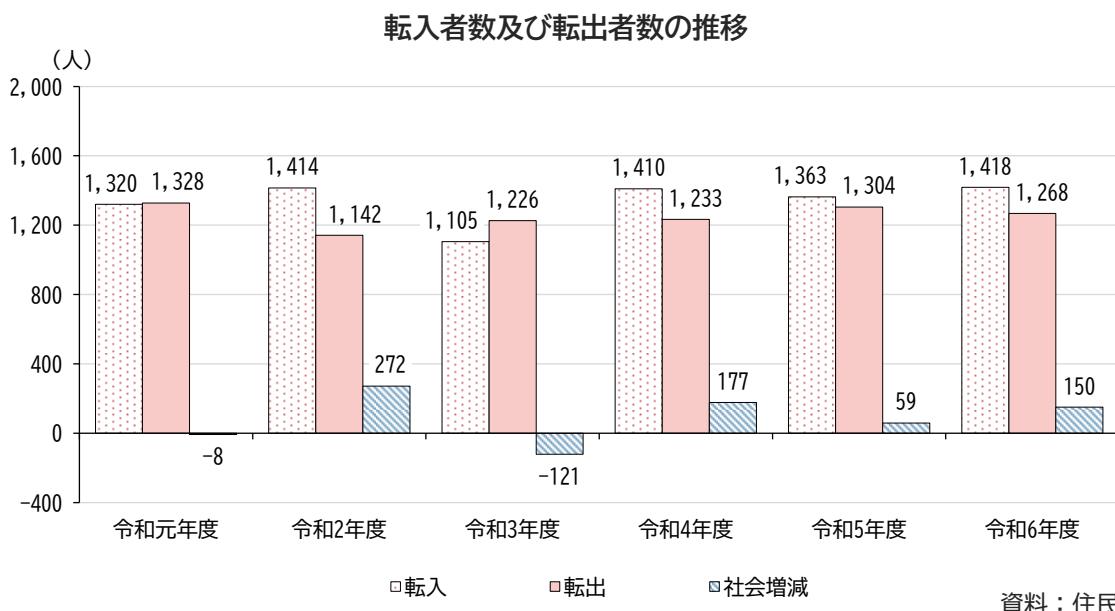
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、令和元年度以降マイナスで推移しており、令和6年度は296人のマイナスとなっています。令和6年度の出生数は231人となり、令和3年度から年々減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳

(2) 社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）は、増減はあるものの増加傾向で推移しており、令和元年度から令和6年度までに合計529人の増加、令和6年度は150人の増加となっています。

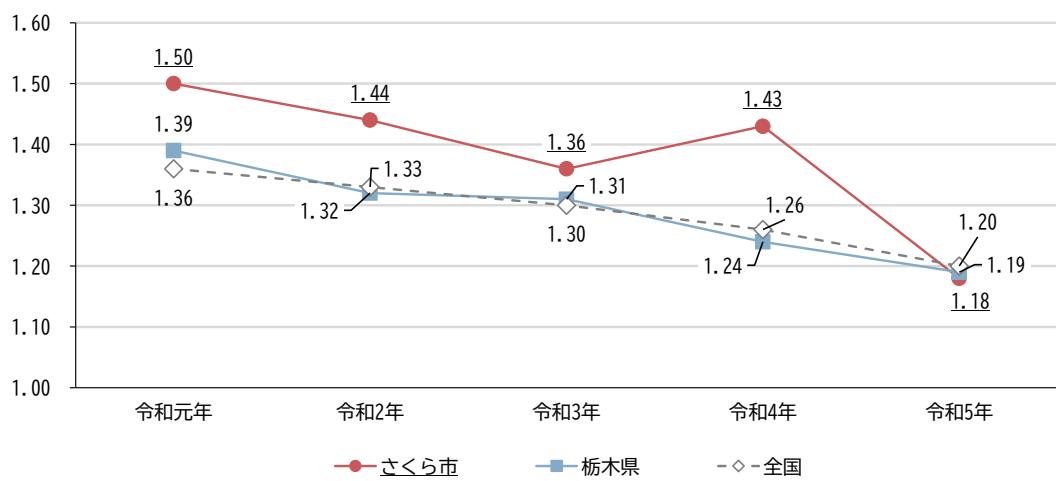


資料：住民基本台帳

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、国や栃木県の平均を上回って推移していましたが、令和5年は1.18と全国・栃木県を下回っています。

合計特殊出生率の推移



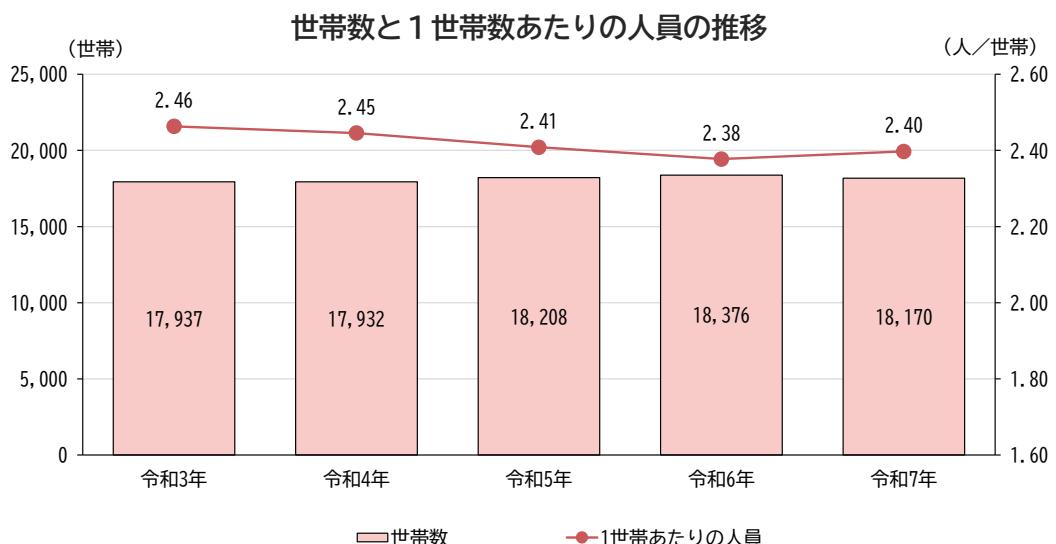
資料：栃木県保健統計年報

3. 家族の状況

(1) 世帯の推移

本市の世帯数は、令和4年にやや減少したもの、全体としては増加傾向で推移しています。令和7年で18,170世帯と、令和3年の17,937世帯と比べて233世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少傾向であり、令和6年には2.38人／世帯と最も低くなりましたが、令和7年にはわずかに増加し、2.40人／世帯となっています。

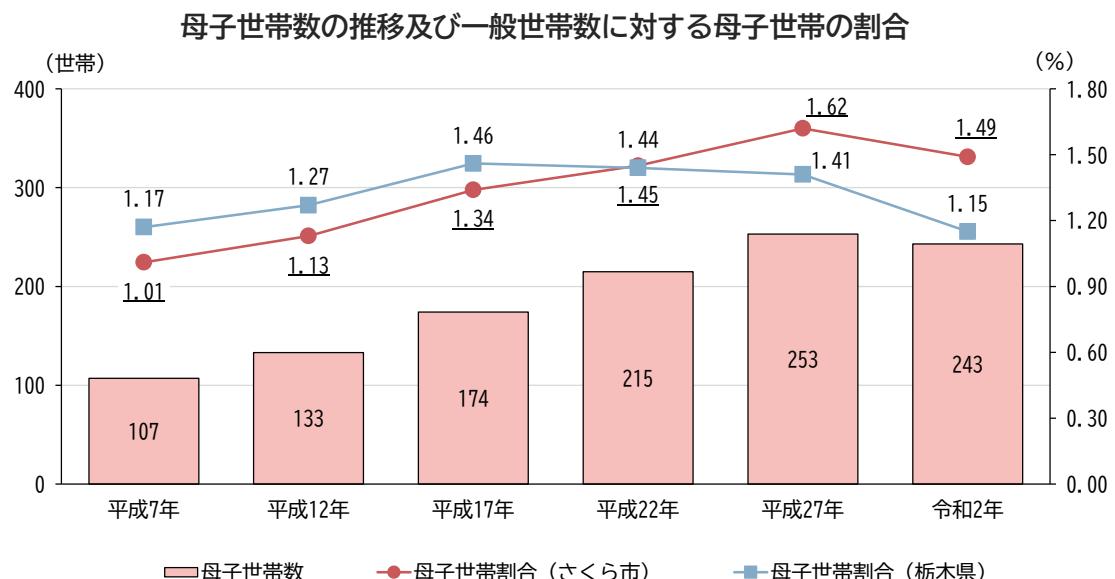


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

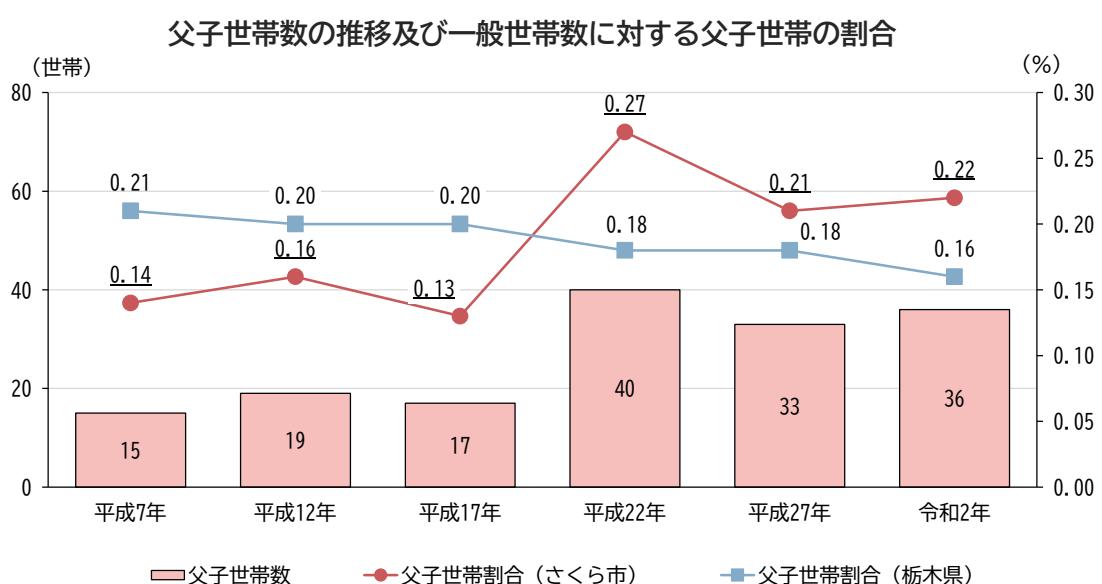
(2) 母子・父子世帯数の推移

本市の母子世帯数は、令和2年で243世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.49%となっており、栃木県を上回る割合となっています。

父子世帯数は、令和2年で36世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.22%となっており、栃木県を上回る割合となっています。



資料：国勢調査

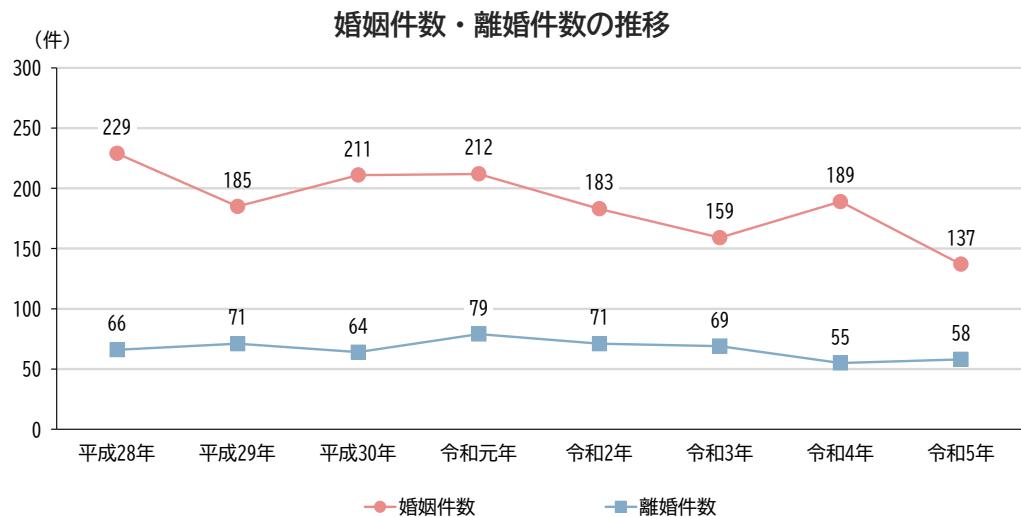


資料：国勢調査

(3) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、年によって増減を繰り返しているものの、全体としては減少傾向が続いている。令和5年には137件と、平成28年の229件に比べて92件の減少となっています。

離婚件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移し、令和4年に55件まで減少した後、令和5年には58件とやや増加しています。

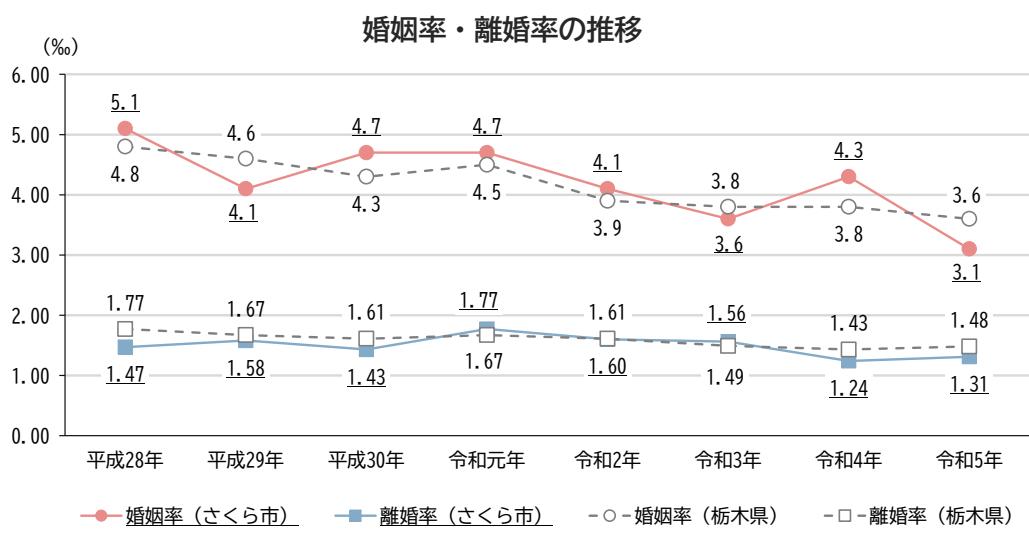


資料：栃木県保健統計年報

(4) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、令和5年で3.1%となっており、栃木県を下回る数値となっています。

離婚率は、令和5年で1.31%となっており、栃木県を下回る数値となっています。

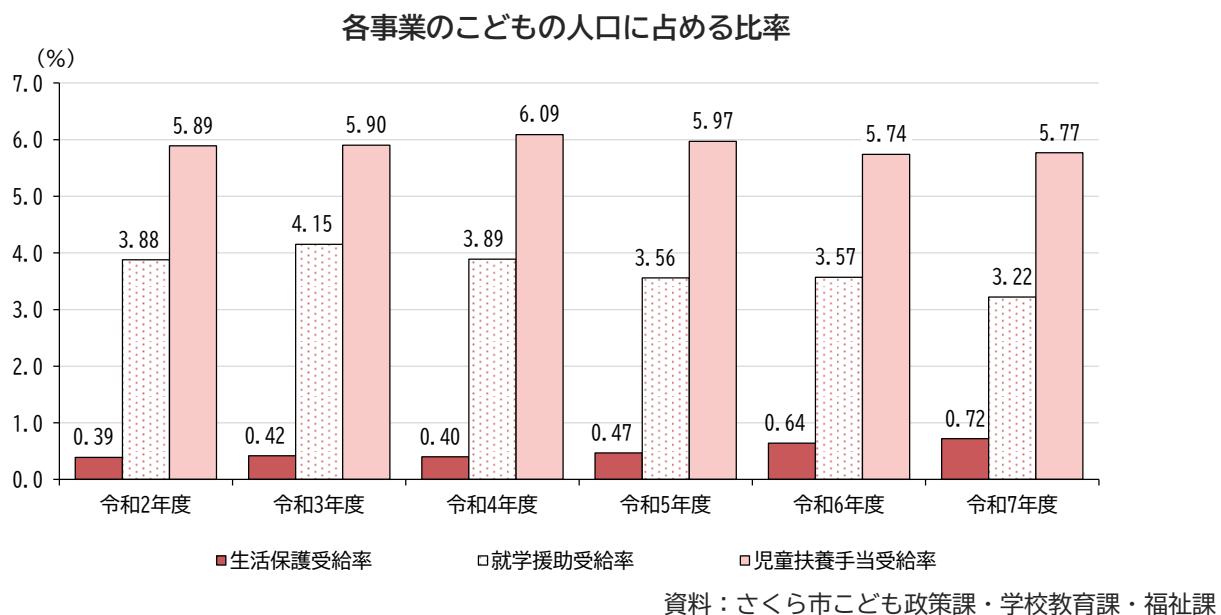
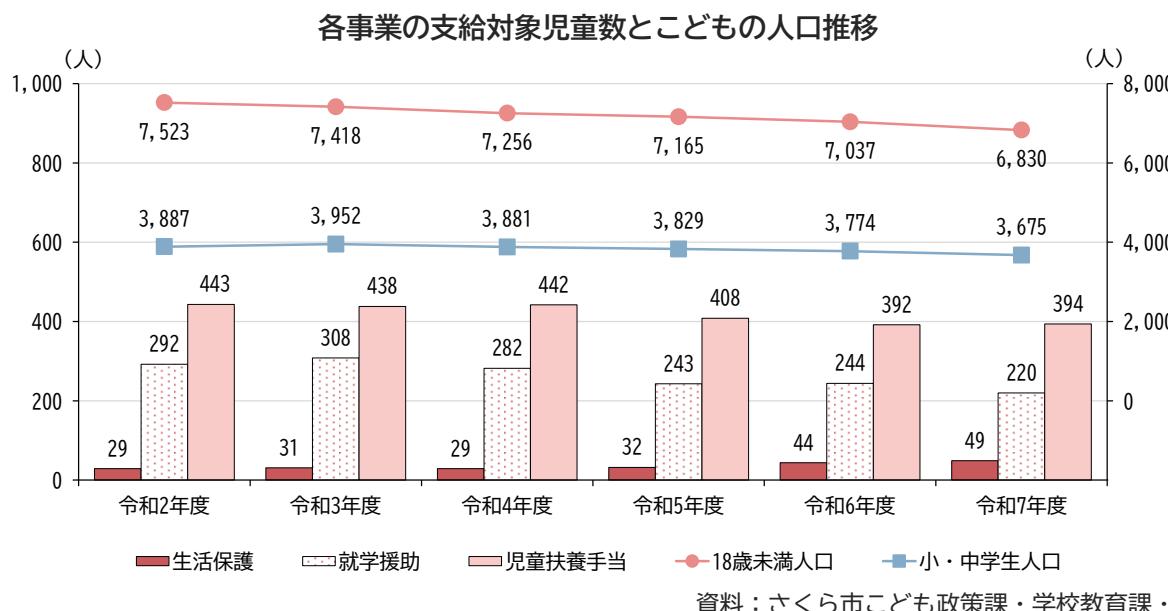


資料：栃木県保健統計年報

4. 子どもの貧困に関する状況

本市の18歳未満人口は減少傾向にあり、貧困に関連があると考えられる各事業の支給件数は、生活保護が増減はあるものの増加傾向、就学援助が令和3年度より減少傾向、児童扶養手当が増減はあるものの減少傾向となっています。

各事業の子どもの人口に占める比率についても同様の傾向となっています。



第2節 こどもに関するアンケート調査結果

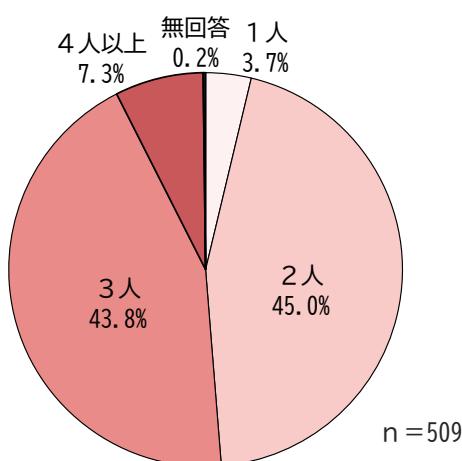
(1) 乳幼児のいる保護者を対象としたアンケート調査結果

■こどもについて

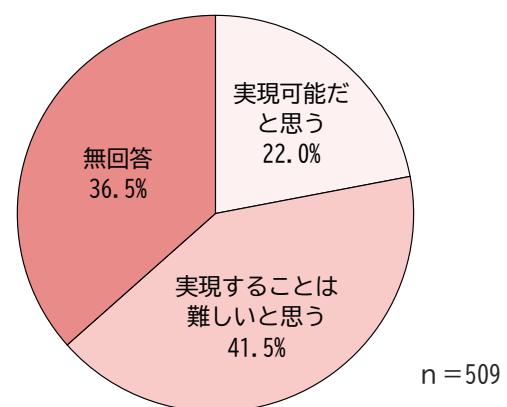
理想とすることの子どもの人数については、「2人」が 45.0%と最も多く、次いで、「3人」が 43.8%、「4人以上」が 7.3%となっています。

また、理想とすることの子どもの人数より、現在の子どもの人数が少ない保護者が、理想とすることの子どもの人数が実現可能だと思うかについては、「実現可能だと思う」が 22.0%に対し、「実現することは難しいと思う」が 41.5%となっています。

[理想とすることの子どもの人数]

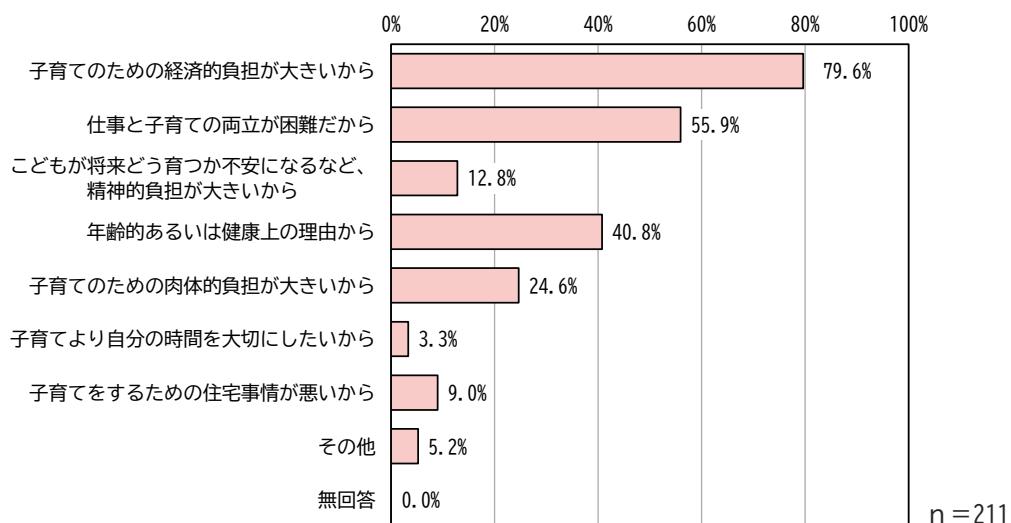


[理想とすることの子どもの人数が実現可能かどうか]



実現することが難しいと思う理由については、「子育てのための経済的負担が大きいから」が 79.6%と最も多く、次いで、「仕事と子育ての両立が困難だから」が 55.9%、「年齢的あるいは健康上の理由から」が 40.8%となっています。

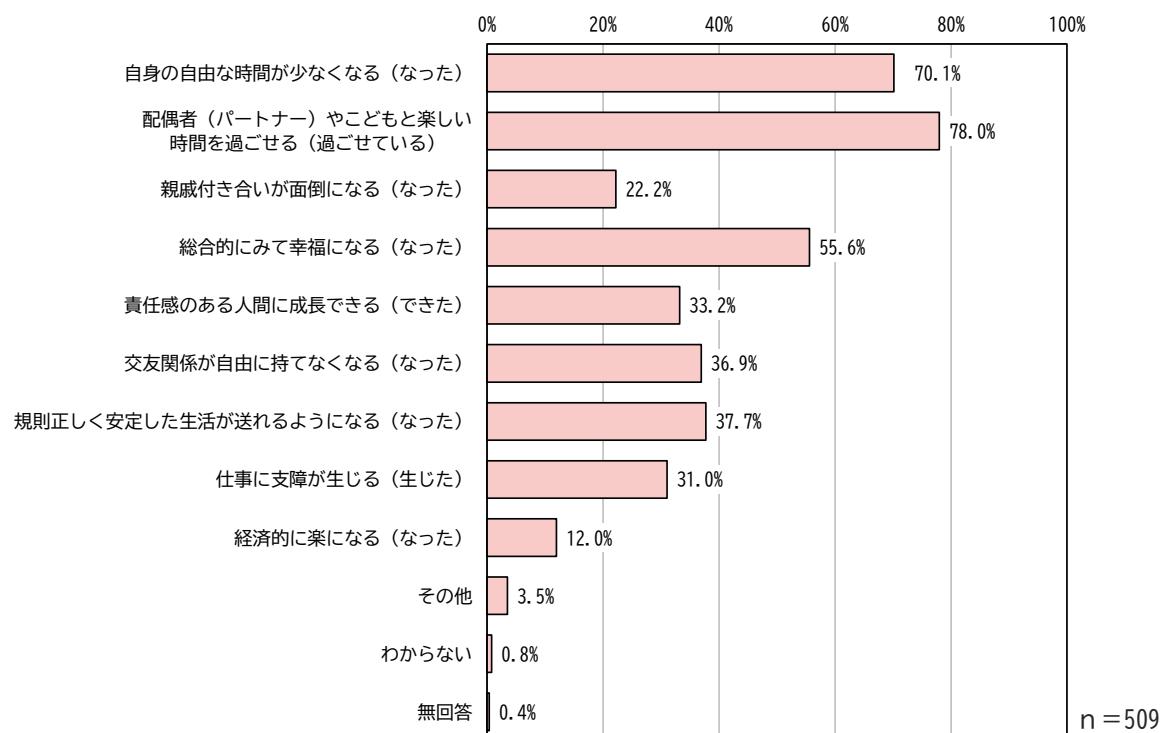
[実現することが難しいと思う理由]



■結婚・子育てについて

結婚に対するイメージまたは結婚後の状況については、「配偶者（パートナー）や子どもと楽しい時間を過ごせる（過ごせている）」が78.0%と最も多く、次いで、「自身の自由な時間が少なくなる（なった）」が70.1%、「総合的にみて幸福になる（なった）」が55.6%となっています。

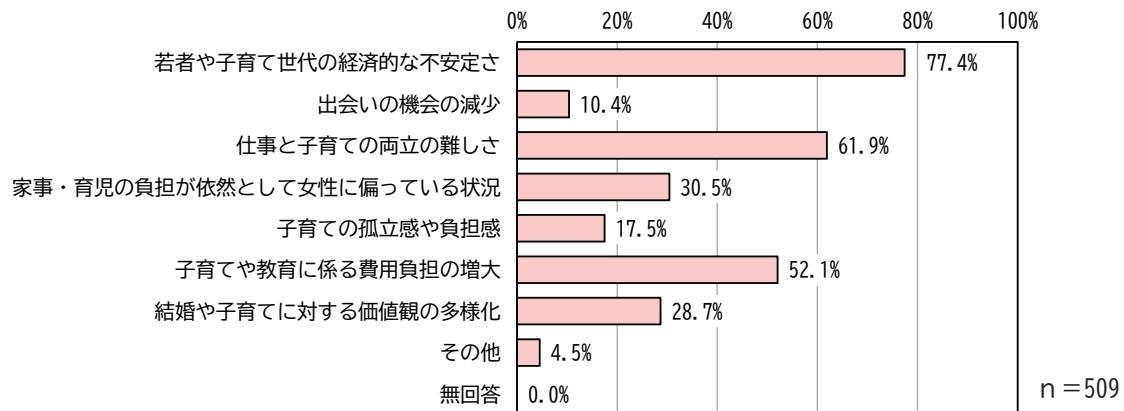
【結婚に対するイメージまたは結婚後の状況】



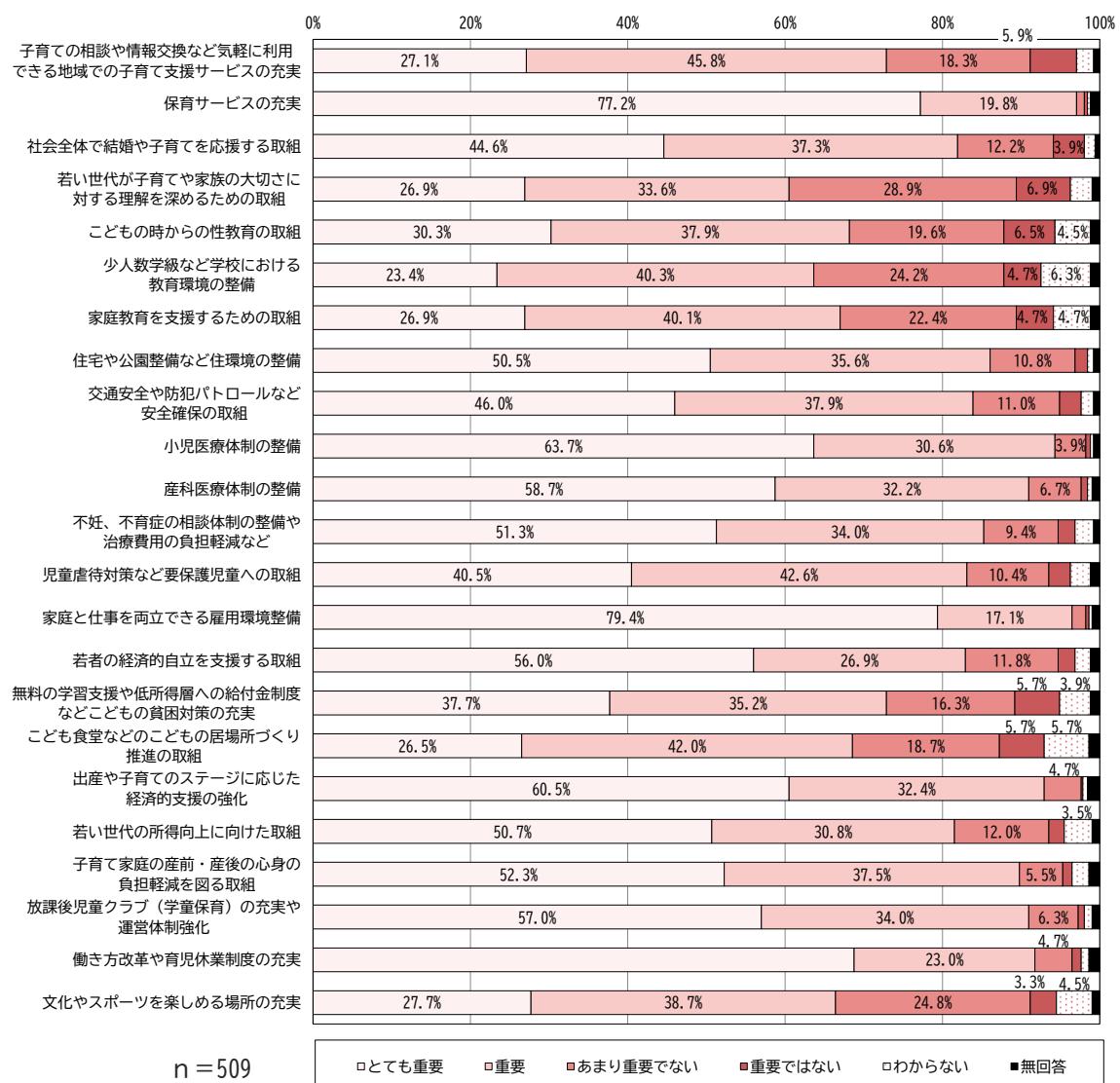
■少子化について

少子化の要因と思われることについては、「若者や子育て世代の経済的な不安定さ」が77.4%と最も多く、次いで、「仕事と子育ての両立の難しさ」が61.9%、「子育てや教育に係る費用負担の増大」が52.1%となっています。

[少子化の要因と思われること]



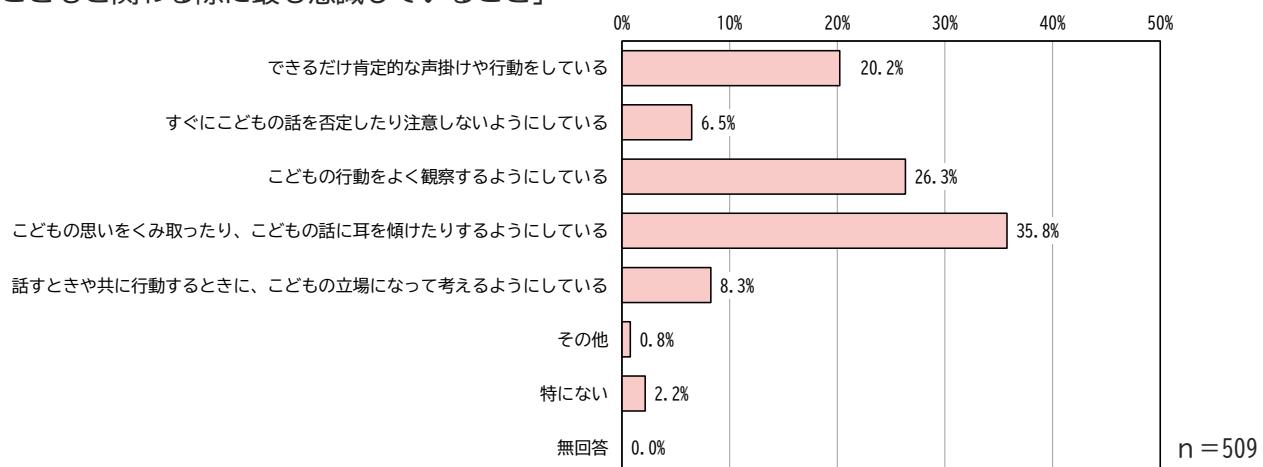
[少子化対策としての重要なこと]



■こどもとの接し方について

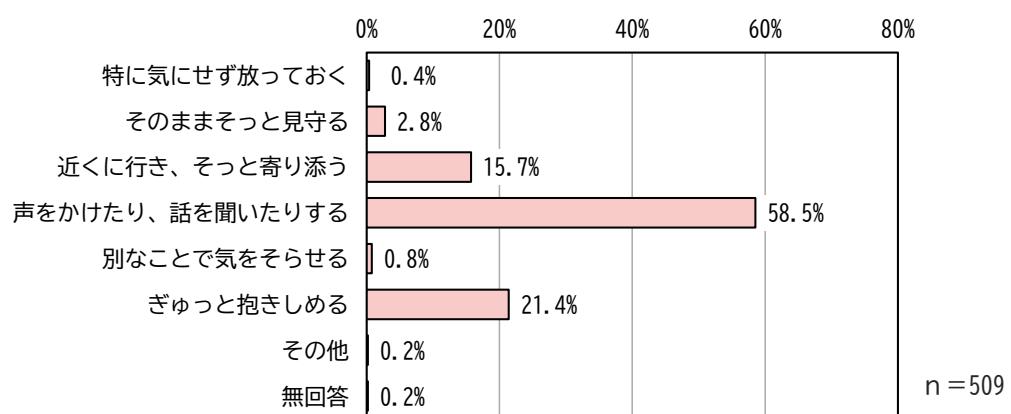
こどもと関わる際に最も意識していることについては、「子どもの思いをくみ取ったり、子どもの話に耳を傾けたりするようにしている」が35.8%と最も多い、次いで、「子どもの行動をよく観察するようにしている」が26.3%、「できるだけ肯定的な声掛けや行動をしている」が20.2%となっています。

[こどもと関わる際に最も意識していること]



子どもの不安そうな様子をみかけた際の行動については、「声をかけたり、話を聞いたりする」が58.5%と最も多い、次いで、「ぎゅっと抱きしめる」が21.4%、「近くに行き、そっと寄り添う」が15.7%となっています。

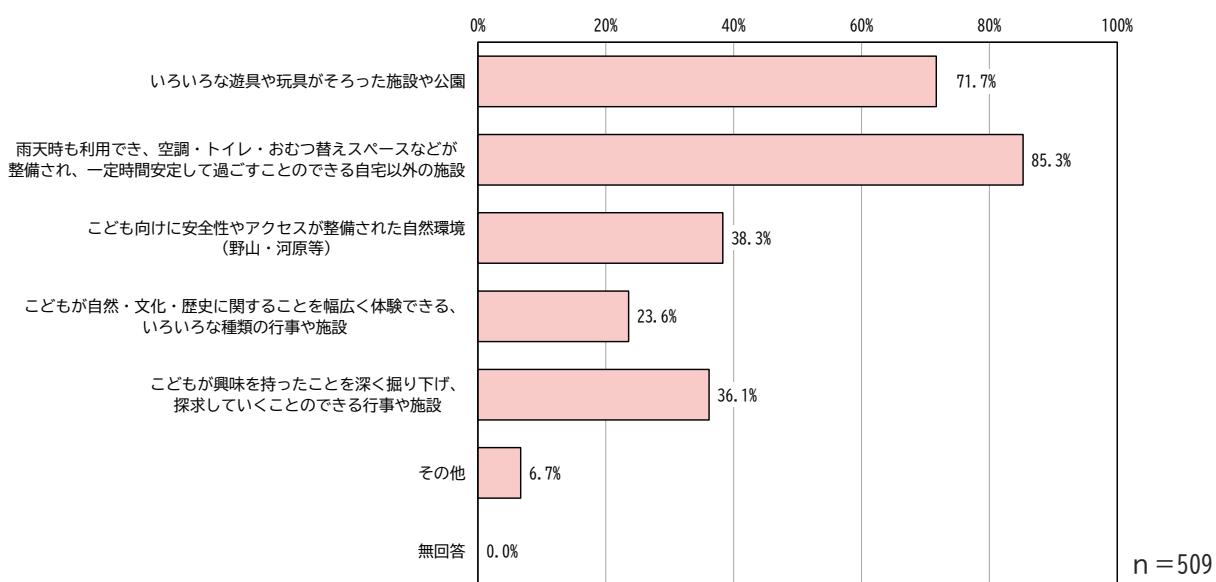
[子どもの不安そうな様子をみかけた際の行動]



■土日や休日の過ごし方について

土日や休日などに、市内にあればいいものについては、「雨天時も利用でき、空調・トイレ・おむつ替えスペースなどが整備され、一定時間安定して過ごすことのできる自宅以外の施設」が 85.3% と最も多く、次いで、「いろいろな遊具や玩具がそろった施設や公園」が 71.7%、「子ども向けに安全性やアクセスが整備された自然環境（野山・河原等）」が 38.3% となっています。

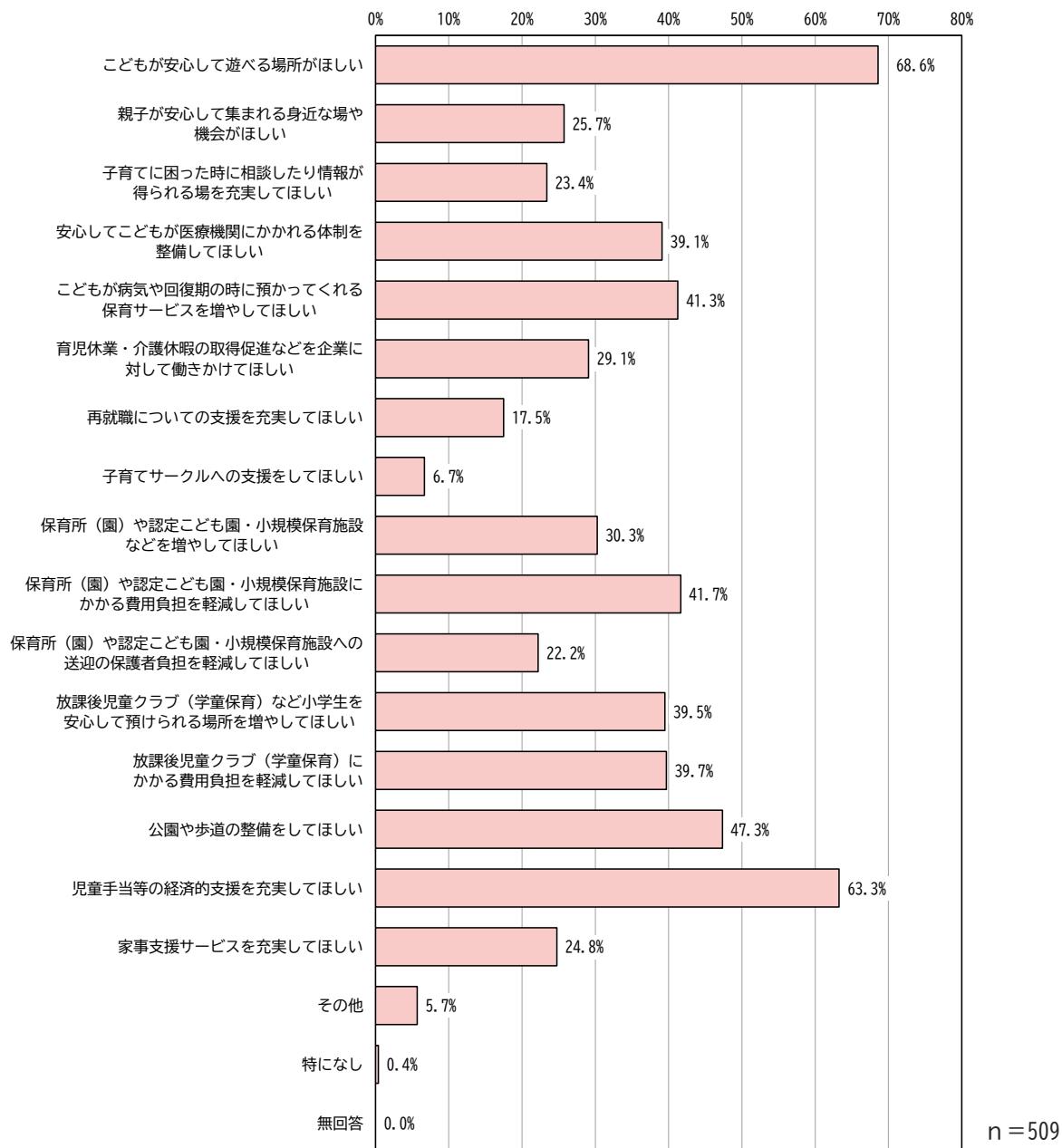
[土日や休日などに、市内にあればいいもの]



■市の取組について

市の子育て支援で、もっと力を入れてほしいものについては、「子どもが安心して遊べる場所がほしい」が 68.6%と最も多く、次いで、「児童手当等の経済的支援を充実してほしい」が 63.3%、「公園や歩道の整備をしてほしい」が 47.3%となっています。

[市の支援で、もっと力を入れてほしいもの]

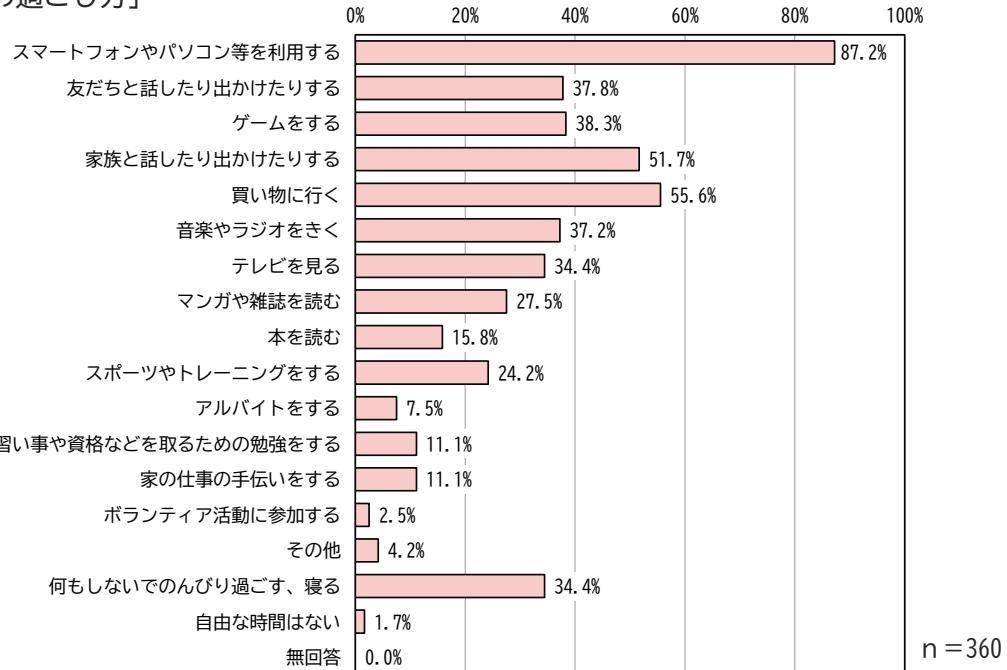


(2) 高校生・若者を対象としたアンケート調査結果

■日常生活について

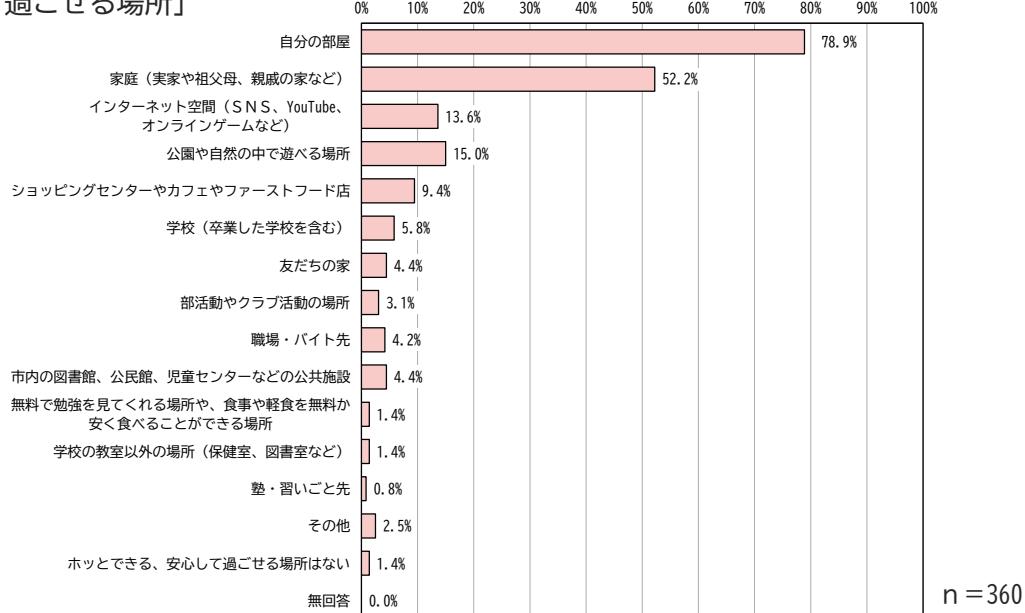
自由な時間の過ごし方については、「スマートフォンやパソコン等を利用する（インターネットやSNS、YouTubeなど）」が87.2%と最も多く、次いで「買い物に行く」が55.6%、「家族と話したり出かけたりする」が51.7%となっています。

[自由な時間の過ごし方]



安心して過ごせる場所については、「自分の部屋」が78.9%と最も多く、次いで「家庭（実家や祖父母、親戚の家など）」が52.2%、「公園や自然の中で遊べる場所」が15.0%となっています。

[安心して過ごせる場所]

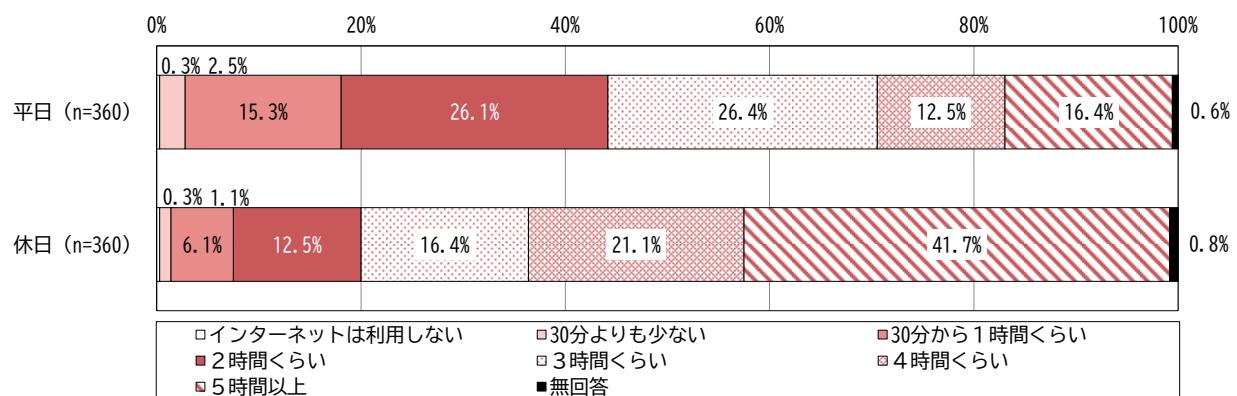


■インターネットの利用について

インターネットの利用時間について「平日」では、『3時間くらい』が26.4%と最も多く、次いで、『2時間くらい』が26.1%、『5時間以上』が16.4%となっています。

「休日」では、『5時間以上』が41.7%と最も多く、次いで、『4時間くらい』が21.1%、『3時間くらい』が16.4%となっています。

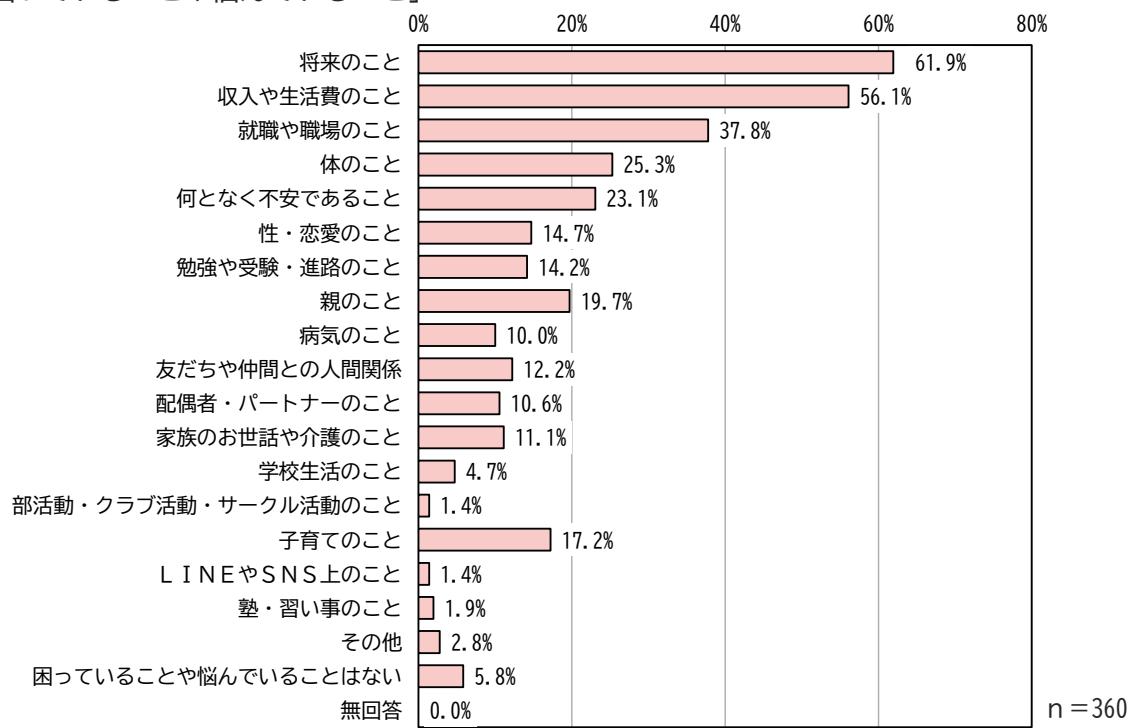
[インターネットの利用時間]



■日頃の考え方や意識について

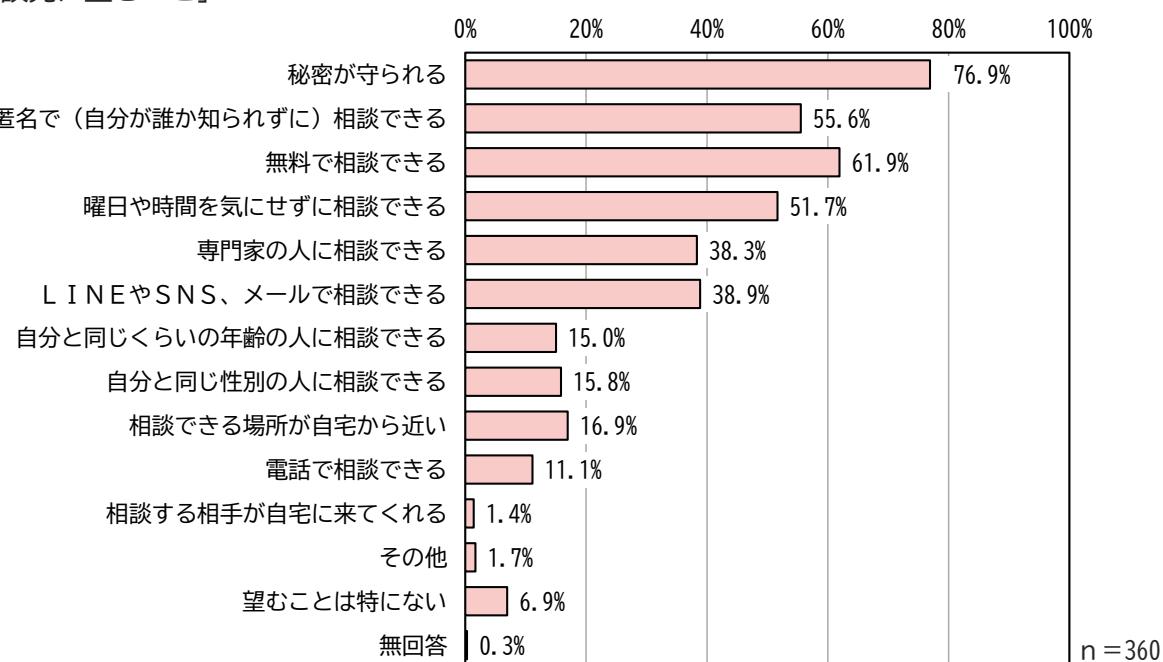
現在困っていることや悩んでいることについては、「将来のこと」が 61.9%と最も多い、次いで「収入や生活費のこと」が 56.1%、「就職や職場のこと」が 37.8%となっています。

[現在困っていることや悩んでいること]



相談先に望むことについては、「秘密が守られる」が 76.9%と最も多い、次いで「無料で相談できる」が 61.9%、「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」が 55.6%、「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」が 55.6%となっています。

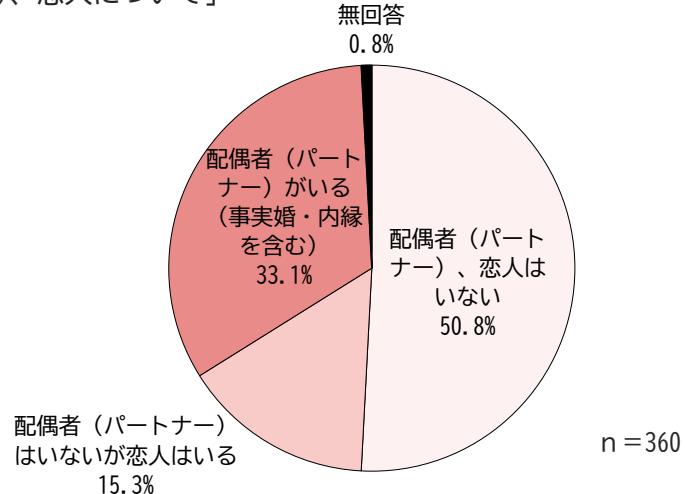
[相談先に望むこと]



■結婚について

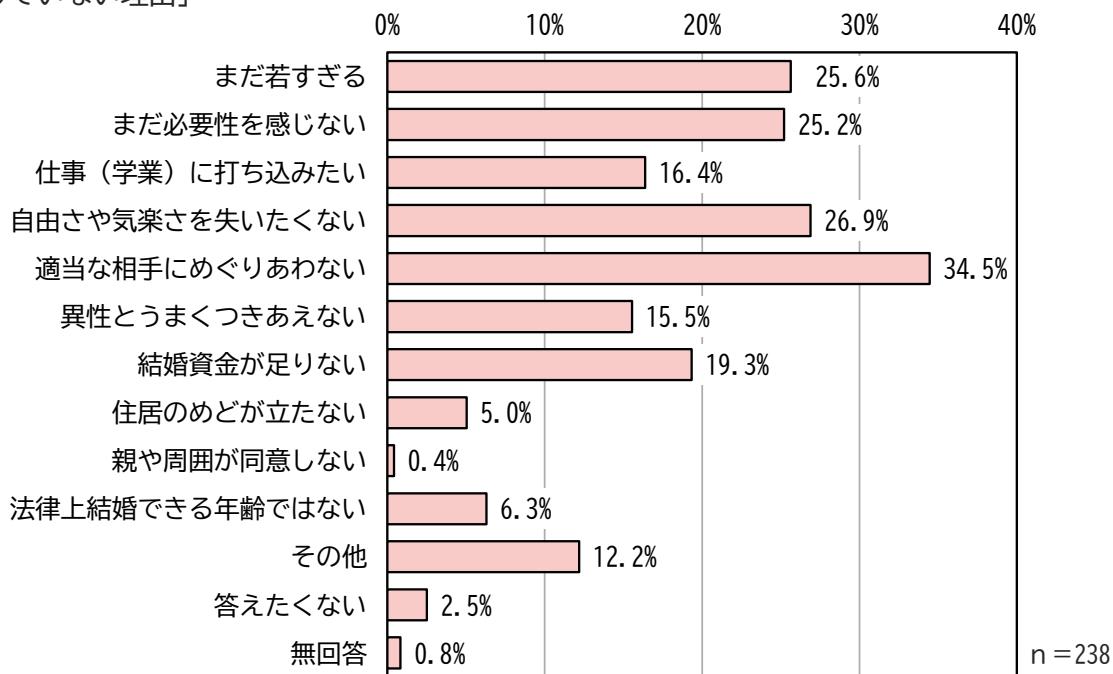
配偶者（パートナー）、恋人については、「配偶者（パートナー）、恋人はいない」が50.8%と最も多く、次いで「配偶者（パートナー）がいる（事実婚・内縁を含む）」が33.1%、「配偶者（パートナー）はいないが恋人はいる」が15.3%となっています。

【配偶者（パートナー）、恋人について】



結婚していない理由については、「適当な相手にめぐりあわない」が34.5%と最も多く、次いで「自由さや気楽さを失いたくない」が26.9%、「まだ若すぎる」が25.6%となっています。

【結婚していない理由】

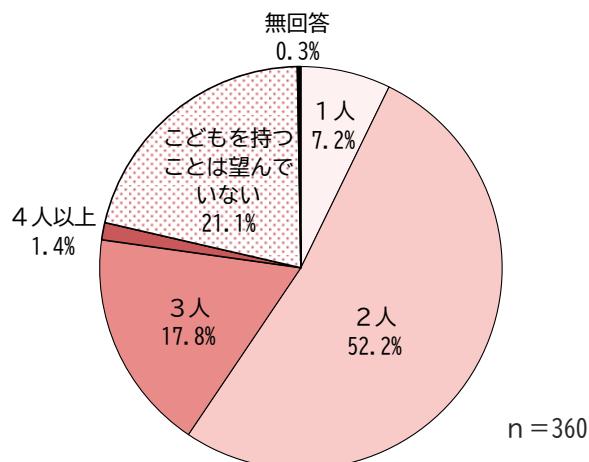


■こどもについて

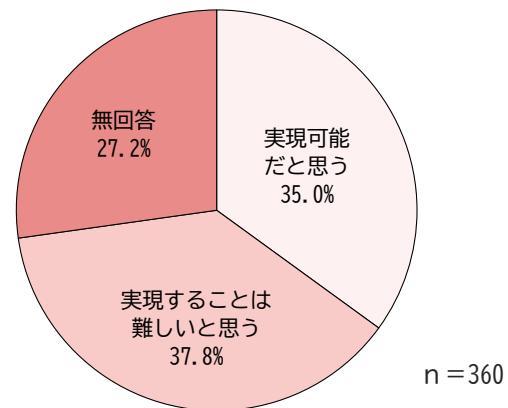
理想とすることの子どもの人数については、「2人」が52.2%と最も多い、次いで「こどもを持つことは望んでいない」が21.1%、「3人」が17.8%となっています。

また、理想とすることの子どもの人数より、現在の子どもの人数が少ない保護者が、理想とすることの子どもの人数が実現可能だと思うかについては、「実現可能だと思う」が35.0%に対し、「実現することは難しいと思う」が37.8%となっています。

[理想とすることの子どもの人数]

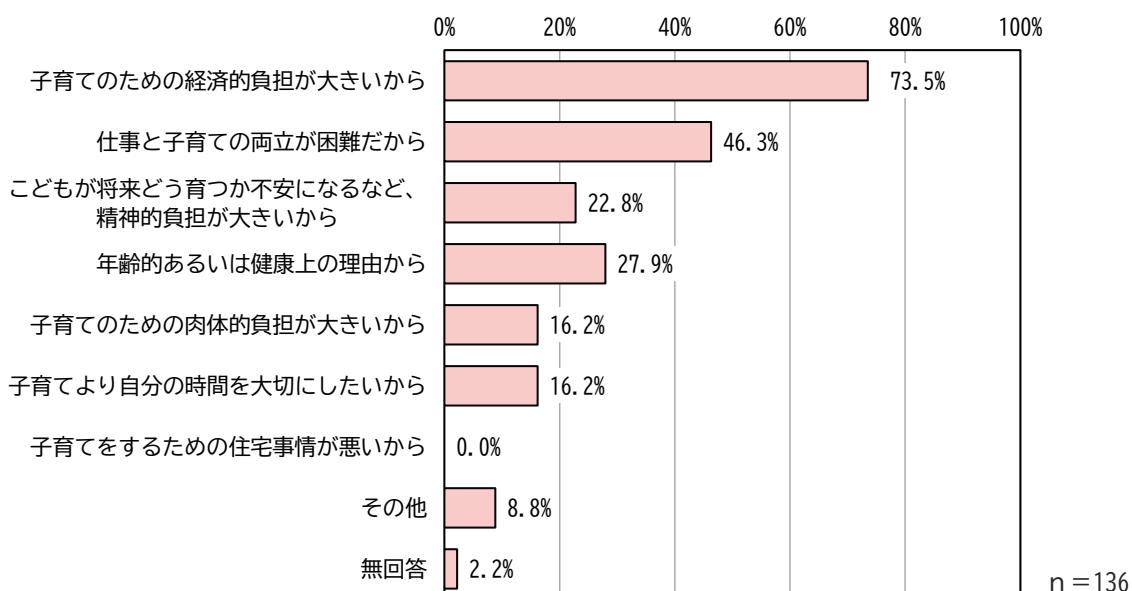


[理想とすることの子どもの人数が実現可能かどうか]



実現することが難しいと思う理由については、「子育てのための経済的負担が大きいから」が73.5%と最も多い、次いで「仕事と子育ての両立が困難だから」が46.3%、「年齢的あるいは健康上の理由から」が27.9%となっています。

[実現することが難しいと思う理由]

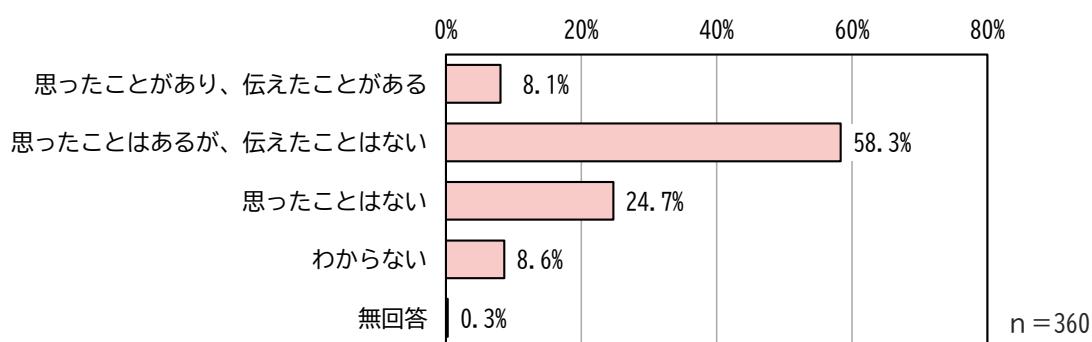


■こども・若者の意見表明について

行政に対して自分の意見や思いを伝えたいと思ったことがあるかについては、「思ったことはあるが、伝えたことはない」が 58.3%と最も多く、次いで「思ったことはない」が 24.7%、「わからない」が 8.6%となっています。

また、伝えたことが、行政にしっかり伝わったと思うかについては、「しっかり伝わったと思う(1件)」、「少しは伝わったと思う(6件)」を合わせた『伝わったと思う(計)』が7件に対し、「伝わっていないと思う」が16件となっています。

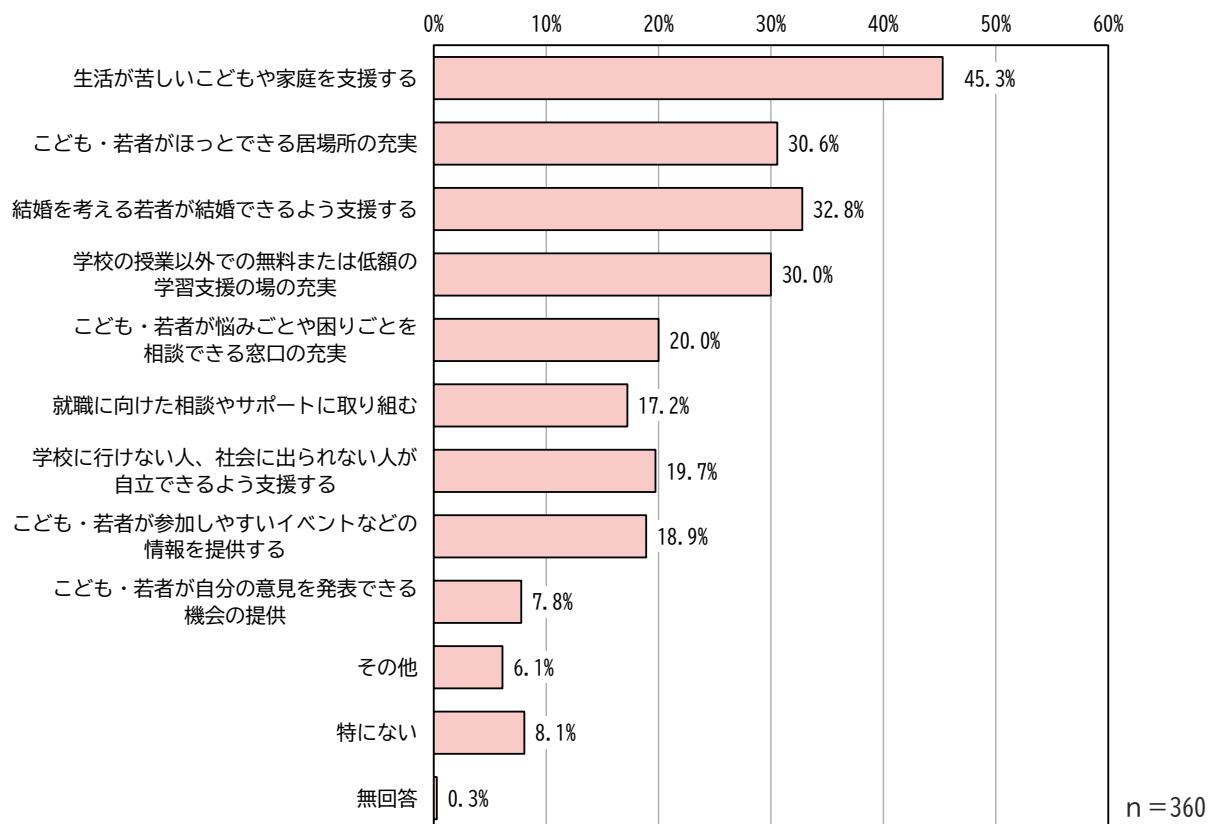
[行政に対して自分の意見や思いを伝えたいと思ったことがあるか]



■市の取組について

こども・若者への支援のために必要な取組については、「生活が苦しいこどもや家庭を支援する」が 45.3%と最も多く、次いで「結婚を考える若者が結婚できるよう支援する」が 32.8%、「こども・若者がほっとできる居場所の充実」が 30.6%となっています。

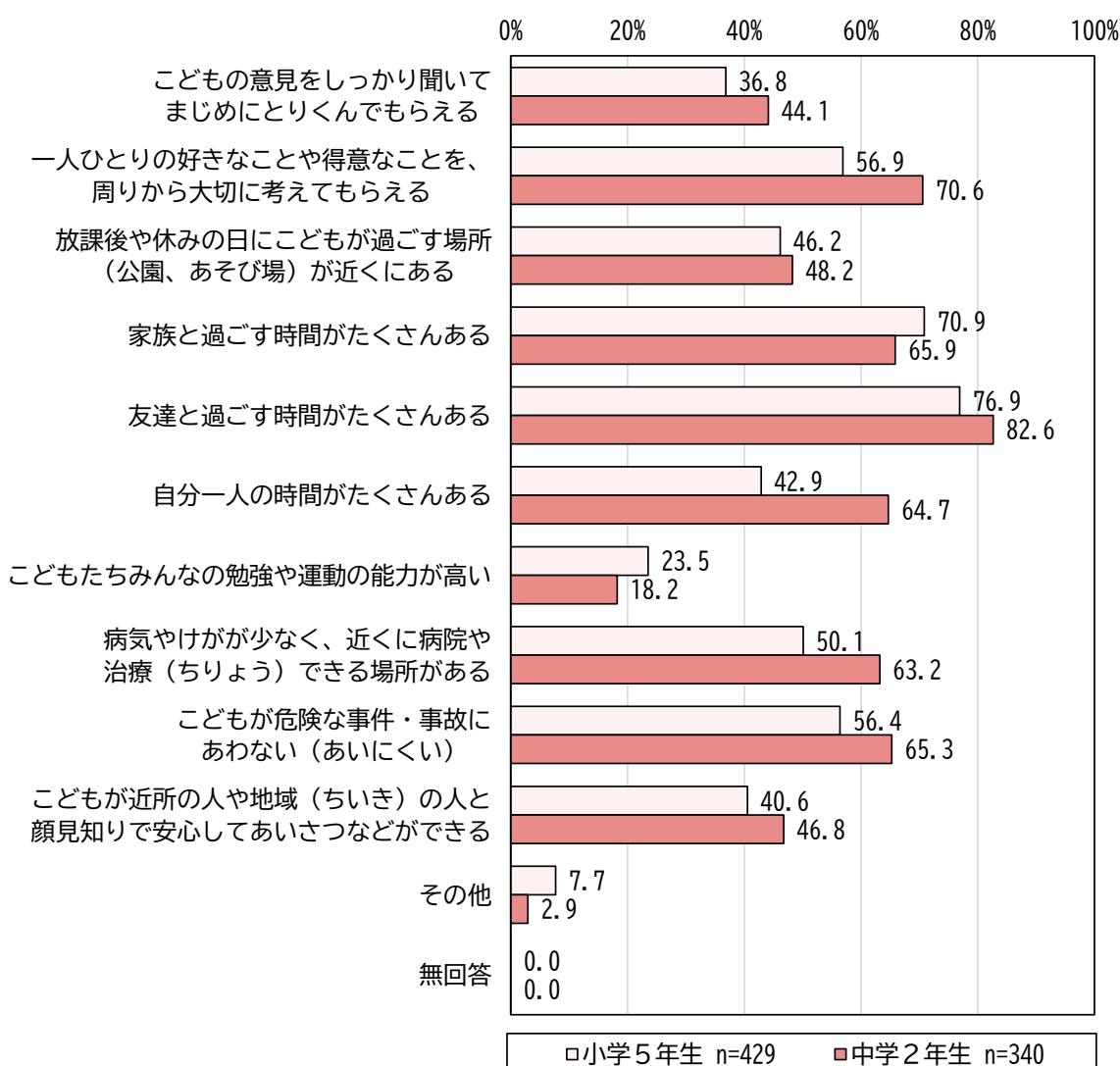
[こども・若者への支援のために必要な取組]



第3節 こどもたちへの意見聴取結果

■あなたにとっての「幸せ」とはどういったものかについて

あなたにとっての「幸せ」とはどういったものかについては、小学5年生では「友達と過ごす時間がたくさんある」が最も高く、次いで「家族と過ごす時間がたくさんある」、「一人ひとりの好きなことや得意なことを、周りから大切に考えてもらえる」となっています。中学2年生では「友達と過ごす時間がたくさんある」が最も高く、次いで「一人ひとりの好きなことや得意なことを、周りから大切に考えてもらえる」、「家族と過ごす時間がたくさんある」となっています。



■大人に伝えたい意見について（自由記述）

大人に伝えたい意見については、小学5年生では「子どもの意見を聞いてほしい」が26件で最も多く、次いで「遊び場を増やしてほしい」が12件、「大人への感謝の気持ち」が8件となっています。中学2年生では「子どもの意見を聞いてほしい」が21件で最も多く、次いで「交通に関すること」「大人への感謝の気持ち」がともに2件となっています。

また、「特になし」などの無効な回答を除いた有効意見は、小学5年生が92件、中学2年生が34件となっています。

順位	小学5年生		中学2年生	
	意見	件数	意見	件数
1	子どもの意見を聞いてほしい	26件	子どもの意見を聞いてほしい	21件
2	遊び場を増やしてほしい	12件	交通に関すること	2件
3	大人への感謝の気持ち	8件	大人への感謝の気持ち	2件
4	交通に関すること	7件	休日を増やしてほしい	1件
5	自由にさせてほしい	7件	遊び場を増やしてほしい	1件
6	ゲームに関すること	5件	学習に関すること	1件
7	商業施設に関すること	5件	さくら市への要望	1件

第4節 計画策定にあたっての課題

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援事業などに関する当事者のご意見やニーズ、子ども・若者への支援などに関する当事者のご意見やニーズを把握するためのアンケート調査及び子どもたちへの意見聴取を実施しました。(詳細は第2章第2節及び第3節の通り。)

統計情報やアンケート調査結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

1 少子化の対策に向けた取組の推進

本市では出生数が300人を下回り、少子化の進行が深刻化しています。背景には、非婚化・晩婚化、経済的不安、将来への見通しの立てにくさなどがあり、若い世代が子どもを持つことに希望を見出しがい状況が続いている。

安心して妊娠・出産・子育てに臨めるよう、正しい知識の普及や不妊治療・出産に関する相談支援の充実が必要です。また、企業の育児支援制度や地域の子育て支援活動の理解促進を図るなど、行政に加え、地域や企業も含めた社会全体で支える体制づくりが求められます。

2 子育てと仕事の両立に向けた切れ目ない支援

共働き世帯の増加により、子育てと仕事の両立に困難を感じる家庭も増えています。女性の就業率は上昇傾向にある一方で、男性の育児参加は依然として少なく、家庭内の負担が偏る傾向も見られます。

出産・育児期における保育サービスの充実と、働き方改革による職場環境の見直しが求められます。性別を問わず、安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりに向けて、家庭・企業・行政が連携した取組が必要です。

3 地域とともに子育てを支える、持続可能な支援体制の整備

少子化により0～14歳人口は今後も減少が見込まれる一方で、保育や放課後児童クラブの利用ニーズは多様化・複雑化しています。保護者の就労形態の変化や家庭環境の多様化により、柔軟な支援が求められています。

将来のニーズ量に応じて、保育・子育て支援サービスの供給体制を適切に整備・調整し、限られた資源の中でも質の高いサービスを持続的に提供できる体制の構築が必要です。

4 こども・若者の心身の健康と安全を守る支援

不登校やいじめ、ひきこもり、児童虐待、ヤングケアラーなど、子ども・若者が直面する課題は多様化・深刻化しています。これらの背景には、家庭の孤立や経済的困難、SNSによる人間関係の変化など、社会的要因が複雑に絡み合っています。

こうした課題に早期に気づき、適切に対応するためには、学校・保健・医療・福祉などの関係機関の密接な連携が欠かせません。また、地域や民間団体とも協力し、支援の網の目を広げていくことが重要です。子ども・若者一人ひとりの状況に応じた支援を切れ目なく届ける体制づくりと、保護者も含めた相談・支援の強化により、すべての子どもが安心して成長できる環境を整える必要があります。

5 こどもの貧困と格差の解消に向けた、生活基盤と学びの支援の充実

家庭の経済状況が、こどもの進学や体験活動の機会に影響を及ぼすことが懸念されています。

乳幼児の保護者調査によると、子育て支援で力を入れてほしいものでは、「児童手当などの経済的支援の充実」が 63.3%と 2 番目に多く、経済的な困難を抱える家庭への支援が強く求められています。

また、高校生・若者調査においても、こども・若者への支援のために必要な取組について「生活が苦しいこどもや家庭を支援する」が約 5 割を占めており、成長後にも続く課題であることが明らかになっています。

学びや生活を支える支援の充実と、保護者の就業支援、養育費の確保など、ライフステージ全体にわたる切れ目のない支援を通じて、こどもの健やかな成長と家庭の自立を後押しする必要があります。

6 すべてのこどもが等しく育つことができる、誰も取り残さない包摂的な社会の実現

障がい、外国籍、LGBTQ、ひとり親家庭など、多様な背景をもつこども・若者が社会の中で孤立することなく、尊重されながら育つことができるよう、支援や理解を広げる必要があります。

教育や子育て支援の場において、差別や偏見のない環境を整えるとともに、地域ぐるみで多様性を受け入れる社会づくりを進めることが重要です。

7 こども・若者の声を尊重し、権利が保障される社会の実現

こども基本法の制定により、すべてのこども・若者に意見表明権や最善の利益を守られる権利が明示されました。意見表明とは、他者との関わりの中で感情や意思などを表す自己表現のひとつであり、自立した社会の一員になるためにとても大切なことです。

こども・若者が自らの意見を表し、社会の一員として尊重される仕組みづくりを進めるとともに、施策の企画・評価にもこども・若者の視点が反映されるような仕組みの構築が求められます。

8 こども・若者の居場所と体験機会の充実

乳幼児の保護者調査によると、子育て支援で力を入れてほしいものでは、「こどもが安心して遊べる場所がほしい」が 68.6%と最も多くを占めており、地域における居場所の確保が重要な課題となっています。すべてのこども・若者が安心して過ごせる居場所の整備とともに、自然や社会とふれあえる体験活動の機会を充実させることで、こども・若者の自己肯定感や社会性を育むことが求められます。

こども・若者の声を聴き、視点に立ち、ともに居場所づくりを進めることが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

こどもは、家族にとっても、そして社会にとっても、かけがえのない大きな可能性を持つ存在であり、未来を創る大切な力です。こどもたちはやがて成長し、地域や社会を支え、次の世代を育む役割を担い、その営みが永続して本市の未来を築いていきます。

私たちは、こどもの最善の利益を尊重し、一人ひとりのこどもが健やかに育つことを保障することが、こどもや家族の幸せ（ウェルビーイング）だけでなく、地域社会の持続的な発展にもつながる重要な課題であると考えています。

本市では、すべてのこどもがその思いや意見を大切にされ、家族や地域、学校、教育・保育施設、行政など、まちのすべての人が温かなまなざしで支え合い、寄り添う環境づくりを進めています。どんな状況にあるこどもも等しく育ちの機会が保障され、「すべてのこどもに笑顔があふれ、だれもが安心して子育てを楽しめるまち」をめざして、地域全体で取り組んでいきます。

さらに、成長した若者が自らの可能性を広げ、地域や社会に積極的に参加できるよう支援し、若者が安心して生活し未来に希望を持てるまちづくりを進めています。

また、子育てをするすべての人がこころから安心し、喜びや生きがいを感じられるまち、そして子育ての場として選ばれるさくら市を実現するため、子育て環境のさらなる充実を図ります。

**すべてのこどもに笑顔があふれ、
だれもが安心して子育てを楽しめるまち**

第2節 基本目標

国の「こども大綱」及び「栃木県こどもまんかく推進プラン」の体系を勘案し、本計画の基本目標を次のとおりとします。

基本目標1 すべてのこどもをすくすくと育てます

こども一人ひとりの成長と発達を大切にし、妊娠・出産・乳幼児期から学齢期・青年期まで、切れ目のない支援を行います。

教育・保育の質の向上や子育て支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減や、地域の中で多様な遊び・体験・活躍の場を提供します。

また、学校や地域、家庭が連携してこどもの居場所や学びの環境を整え、安心して成長できる社会をつくります。

基本目標2 支援が必要なこどもを支えます

家庭やこどもの置かれた状況が多様化する中で、困難を抱えるこども・家庭への支援をより一層充実させます。

児童虐待の防止や、ひとり親家庭、障がいのあるこども、外国につながる家庭などへの支援を強化するとともに、いじめ・不登校・ひきこもりなどの課題にも総合的に対応します。

また、こどもの貧困対策や社会的養護、ヤングケアラー支援などを通じて、すべてのこどもが安心して自分らしく成長できる社会を実現します。

基本目標3 地域のみんなでこどもを育てます

核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中で、家庭や行政だけでなく、地域や企業、学校など社会全体でこどもを育てる環境づくりが求められています。

地域ぐるみで子育てを支援し、子育て家庭が安心して暮らせる生活環境の整備を進めるとともに、仕事と家庭の両立を支援し、誰もが子育てに関われる社会を目指します。

また、こどもの権利を尊重し、こども・若者が自らの意見を表明し、社会に参画できる機会を広げていきます。

第3節 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

すべての子どもに笑顔があふれ、
だれもが安心して子育てを楽しめるまち

1 すべての子どもを
すくすくと育てます

- 1-1 総合的な子育て支援の充実
- 1-2 子育て相談や情報提供の充実
- 1-3 子育て世帯等の経済的負担の軽減
- 1-4 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 1-5 こども・若者の居場所づくり
- 1-6 妊娠前から妊娠期、出産、
幼児期までの切れ目ない支援
- 1-7 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実
- 1-8 学校等における教育環境の充実
- 1-9 放課後の居場所づくり
- 1-10 就学・就労支援の充実
- 1-11 結婚を望む方への支援

2 支援が必要な
子どもを支えます

- 2-1 児童虐待防止対策の推進
- 2-2 ひとり親家庭等の困難を抱える子ども・若者への支援
- 2-3 障がいのある子ども・若者の支援
- 2-4 外国籍の家庭や外国につながることも・若者への支援
- 2-5 いじめ対策の推進や不登校支援
- 2-6 ひきこもり状態にある子ども・若者への支援
- 2-7 自殺防止対策の推進
- 2-8 こどもの貧困対策の推進
- 2-9 社会的養護の推進やヤングケアラーへの支援

3 地域のみんなで
子どもを育てます

- 3-1 子育てしやすい生活環境の整備
- 3-2 職業生活と家庭生活との両立推進
- 3-3 地域全体でこどもや子育て家庭を支える支援
- 3-4 こども・若者の権利を尊重する環境づくり
- 3-5 こども・若者の社会参加や意見表明の機会創出



第4章 施策の展開

基本目標

1

すべてのこどもをすくすくと育てます

1-1 総合的な子育て支援の充実

安心してこどもを産み、育てることができる環境を整えるためには、行政だけでなく、地域・関係機関・企業などが連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。本市では、子育てに関する情報提供や相談支援、医療体制の充実などを通じて、総合的な子育て支援の充実を図ります。

支援情報の周知を目的として、子育てガイドブックを配布し、市の子育て支援制度や相談窓口などの情報をわかりやすく提供し、子育て家庭が安心して支援を受けられるようにします。

また、日曜祝日当番医事業や塩谷地区夜間診療室の周知を徹底し、こどもの急な発熱やけがなどにも対応できる医療体制を整備することで、子育て家庭の不安の軽減と安心の確保を目指します。

主な関連事業

- ① 子育てガイドブックの配布
- ② 日曜祝日当番医事業、塩谷地区夜間診療室の周知徹底

1-2 子育て相談や情報提供の充実

安心して子育てができる環境づくりのためには、子育て家庭が気軽に相談でき、必要な情報にすぐにアクセスできる体制の整備が重要です。本市では、子育てに関する悩みや不安に寄り添いながら、切れ目のない支援を行うことで、家庭の孤立防止と子育ての負担軽減を図ります。

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）では、親子の交流の場の提供や、子育てに関する相談・情報提供を行い、地域で安心して子育てができる環境づくりを進めています。

また、身近な子育て相談・支援体制の充実を図るとともに、相談機関へ来づらい家庭に対しても積極的に支援を行い、すべての家庭が必要な支援につながるよう取り組みます。

さらに、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や親子支援事業を通じて、子育て期の孤立を防止し、家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。加えて、食生活に関する知識の普及啓発など、家庭での健やかな成長を支える生活習慣づくりにも取り組みます。

主な関連事業

- ① 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ② 身近な子育て相談・支援体制の充実
- ③ 食生活に関する知識の普及啓発
- ④ 相談機関へ来づらい方への支援
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑥ 親子支援事業

1-3 子育て世帯等の経済的負担の軽減

物価の上昇、雇用形態の多様化など、子育て世帯を取り巻く経済的環境は大きく変化しています。安心してこどもを産み育てることができる社会を実現するためには、家庭の経済的負担を軽減し、すべての家庭が安定した生活基盤のもとで、子育てができる環境を整えることが重要です。

アンケート調査（乳幼児保護者）では、力を入れて欲しい子育て支援において「児童手当等の経済的支援を充実してほしい」と回答した人が 63.3%と 2 番目に多く、経済的な支援の強化を求める声が高くなっています。こうした結果からも、子育てにかかる費用負担の重さが依然として大きな課題であり、子育て世帯が安心して生活を送るための支援の充実が求められています。

このような状況を踏まえ、本市では、教育・保育施設や放課後児童クラブにおける第2子以降の保育料等の免除・減免や児童医療費助成、奨学金事業などを通じて、家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。これらの取組により、こどもを安心して育てられる環境を整備するとともに、経済的な理由で進学や学びをあきらめることのないよう支援を行います。

また、小中学校の給食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減や全てのこどもが栄養バランスの取れた食事を保障される環境を作ります。

今後も、子育て世帯の経済的負担を軽減するための支援策を引き続き推進し、すべての家庭が安心してこどもを産み育てることができる環境の実現を目指します。

主な関連事業

- ① 第2子以降保育料等免除等事業（教育・保育施設、放課後児童クラブ）
- ② 児童医療費助成の実施
- ③ さくら市・斎藤奨学金事業
- ④ さくら市給付型奨学金事業
- ⑤ 小・中学校給食費の無償化

1-4 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

子どもが多様な遊びや体験を通じて、自ら考え、表現し、成長できる環境を整えることは、豊かな人格形成や地域とのつながりの醸成に重要です。

アンケート調査（乳幼児保護者）では、「子どもが安心して遊べる場所がほしい」と回答した人が68.6%と最も多く、子どもが安心して遊び、学べる場づくりへの期待が高まっています。本市では、こうした声を踏まえ、家庭や学校だけでは得られない学びや体験の場を提供し、子ども一人ひとりの可能性を広げる取組を推進します。

具体的には、幼保連携型認定こども園の地域開放や親子による交流・自然体験学習を通じて、幅広い世代が参加できる体験の機会を提供します。

また、子ども会活動の活性化や中・高校生による乳幼児ふれあい体験、エンゼル講座の実施により、子どもや親同士、世代間の交流を深めるとともに、社会性や協働力を育みます。

さらに、家庭教育オピニオンリーダーの養成や、地域と学校を結ぶコーディネーター・学校支援ボランティアの育成を通じて、子どもが活躍できる地域のネットワークを整え、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めます。

主な関連事業

- ① 幼保連携型認定こども園の地域開放
- ② 親子による交流・自然体験学習
- ③ 子ども会活動の活性化
- ④ 中・高校生の乳幼児ふれあい体験
- ⑤ エンゼル講座による親子での交流や体験
- ⑥ 家庭教育オピニオンリーダーの養成
- ⑦ 地域と学校を結ぶコーディネーター・学校支援ボランティアの育成

1-5 こども・若者の居場所づくり

こどもたちが地域の中で自分らしくのびのびと成長できるよう、児童センターの機能を充実させ、こどもたちが安心して集い・遊び・学べる環境を整えていきます。児童センターでは、遊びや体験活動を通して、こどもたちの自主性や社会性を育むとともに、地域の大人や世代を超えた交流の機会を大切にします。

令和8年度には、児童数が増えている南小学校区に新たな児童センターを整備し、こどもたちの活動や交流の場をさらに充実させます。地域の中でこどもたちが支え合い、未来への希望を育めるまちを目指します。

また、公民館の空き部屋を活用し無料で学習室として開放することで、中高生向けの居場所づくりを進めます。

さらに、こどもたちが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げるため、食事や学習支援、団らんどを通した「こどもの居場所づくり」を推進します。地域の方々やボランティアとのつながりを活かしながら、家庭の状況や背景にかかわらず、すべてのこどもが安心して過ごせる環境を整えます。

加えて、市民活動支援センターを活用し、地域の子育て団体やボランティアとの連携を推進しながら、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

そのほか、空調・照明・遊具・防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、トイレ改修など、既存施設の環境改善を実施していきます。

主な関連事業

- ① 児童館事業
- ② 公民館を活用した中高生への学習室開放
- ③ こども食堂などこどもの居場所づくりを行う団体への支援
- ④ 地域でこどもを育てる意識高揚
- ⑤ 市民活動支援センター事業
- ⑥ 子育て関連施設（児童センター等）の環境改善

■児童センター

名称	住所	開設時間	休館日
上松山児童センター	さくら市氏家 3776 番地 2	午前9時～午後6時	第3日曜日 年末年始
喜連川児童センター	さくら市喜連川 3936 番地 1		
氏家児童センター	さくら市馬場 96 番地 1		
(仮称) さくら南児童センター	令和9年度開設予定		

※令和7年4月時点

1-6 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

妊娠前から幼児期にかけて、母子の健康と子どもの健やかな成長を支えるため切れ目のない支援を行います。妊娠期には、面接や相談体制の充実、特定妊婦への支援、医療費助成やマタニティレッスンなどを通じて安心できる環境を提供します。

出産後から乳幼児期には、健康診査や歯科健診、栄養相談、離乳食教室、訪問指導などを実施し、未受診者や発達に課題のある児童への支援も行います。また、予防接種や子育て情報の周知により、すべての家庭が安心して子育てできる体制を整えます。

主な関連事業

- ① 母子健康手帳交付時の面接と相談体制の充実
- ② 特定妊婦などの把握と支援の充実
- ③ マタニティ個別レッスンの実施
- ④ 妊産婦医療費助成事業
- ⑤ 妊婦のための支援給付
- ⑥ 妊産婦健康診査事業
- ⑦ 妊娠・出産包括支援事業
- ⑧ 産後ケア事業
- ⑨ 不妊治療費助成事業
- ⑩ 乳児健康診査
(新生児聴覚検査・1か月児健康診査・先天性股関節脱臼検査・4か月児健康診査・10か月児健康診査)
- ⑪ 幼児健康診査(1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査・5歳児健康診査・2歳6か月児歯科健診)
- ⑫ 乳幼児健康診査未受診者対策
- ⑬ 育児・栄養相談指導の充実(乳幼児相談・すくすく計測)
- ⑭ 訪問指導(新生児・低体重児・未熟児、乳幼児)
- ⑮ 情報の周知徹底
(健診時の個別案内・乳児家庭全戸訪問での予診票配布・予防接種及び子どもの健康カレンダーの配布
・広報及びホームページへの掲載・「さくらっこ子育てアプリ」による周知)
- ⑯ 離乳食教室
- ⑰ とちまる救急安心電話相談のリーフレット配布
- ⑱ 適正受診についての広報
- ⑲ 利用者支援事業
- ⑳ 予防接種未接種者対策
- ㉑ 各種専門相談(言語発達相談・心理発達相談・運動発達相談)
- ㉒ 養育医療費助成事業

1-7 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実

本市では、子どもや家庭の多様な状況に応じて、安心して教育・保育サービスを利用できる体制の充実を図ります。子ども誰でも通園制度をはじめ、一時預かり事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業など、多様な保育サービスを提供しています。

また、保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携を強化することで、乳幼児期から就学期に至るまでの切れ目のない支援を実現します。

さらに、就学支援事業などを通じて、子ども一人ひとりが安心して学び、健やかに育つ環境づくりを推進します。

そのほか、空調・照明・遊具・防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、トイレ改修、園庭の整備など、既存施設の環境改善を実施していきます。

主な関連事業

- ① 子ども誰でも通園制度
- ② 一時預かり事業
- ③ 延長保育事業
- ④ 病児・病後児保育事業
- ⑤ 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校との連携
- ⑥ 就学支援事業
- ⑦ 子育て関連施設（保育所（園）等）の環境改善

1-8 学校等における教育環境の充実

本市では、子ども一人ひとりが安全・安心に学び、健やかに成長できる教育環境の充実を図ります。保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携を強化し、各教育段階における切れ目のない支援を実現します。

また、学校や関係機関とのネットワークづくりを通じて、子どもに関わる課題への迅速な対応や、必要な支援を受けやすい体制を整備します。

さらに、思春期を迎える子どもたちが抱える心身の悩みに対応する相談・教育の機会を提供し、子どもが自らの課題に向き合い、解決する力を育むことを目指します。

主な関連事業

- ① 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校との連携
- ② 関係機関とのネットワークづくり
- ③ 思春期相談・教育

1-9 放課後の居場所づくり

放課後は、子どもにとって学びや遊び、仲間との関わりを通じて成長する大切な時間です。本市では、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進め、家庭・学校・地域が連携して子どもの健やかな成長を支えます。

児童育成支援拠点事業では、家庭や学校などの既存の場所以外で、子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供しています。特に、経済的困難や不登校、家庭環境に課題を抱える子どもを対象に、生活習慣のサポート、学習支援、メンタルケア、食事の提供など、幅広い支援を行っています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。あわせて、放課後子ども教室（ふれあいスクール）を通じて、地域の大人とのふれあいや多様な体験活動を推進し、子どもの社会性や自立心の育成を支援します。

そのほか、空調・照明・遊具・防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、トイレ改修など、既存施設の環境改善を実施していきます。

主な関連事業

- ① 児童育成支援拠点事業
- ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ③ 放課後子ども教室（ふれあいスクール）
- ④ 子育て関連施設（放課後児童クラブ等）の環境改善

1-10 就学・就労支援の充実

子どもや若者が自らの将来に希望を持ち、社会の中で自立して生きていくためには、学びの機会と働く力を育む支援が必要です。本市では、学習支援や体験活動、地域との交流を通じて、子ども一人ひとりの意欲や可能性を伸ばす取組を進めます。

課外「さくらスクール」事業では、学習支援や職業体験などを実施し、子どもや若者が自分の進路や将来を考える機会を提供します。こうした活動を通して、学ぶ意欲の向上と、社会で生きる力の育成を目指します。

主な関連事業

- ① 課外「さくらスクール」事業

1-11 結婚を望む方への支援

結婚や家庭のあり方に対する価値観が多様化する中で、未婚化や晩婚化の進行が少子化の一因となっています。仕事や生活の忙しさ、経済的不安、出会いの機会の少なさなど、結婚を望む方が希望を実現するうえでさまざまな課題を抱えている状況です。こうした中で、結婚を望む方を支援することは、少子化対策のみならず、誰もが自分らしく生きられる社会の形成につながる重要な取組です。

アンケート調査（高校生・若者）では、「現在、予定はないができれば結婚したい」と回答した人が29.4%と最も多く、次いで「現在、予定はないがぜひ結婚したい」が22.7%、「どちらでもいいと思う」が22.3%となりました。この結果から、多くの人が結婚に対して前向きな気持ちを持ちながらも、現時点では具体的な行動に移せていない実態がうかがえます。結婚を望む方が安心してその希望を実現できるよう、社会全体で支えていく仕組みづくりが求められています。

本市では、結婚や家庭を持つことを前向きに捉えられるよう、社会的な理解促進や意識啓発を進めるとともに、経済的不安を軽減する取組や出会いの機会を提供する結婚支援事業を推進しています。

今後も、結婚を望む方が自然な形で一步を踏み出せるよう、安心して関係を築ける環境づくりを進め、すべての人が自分らしく生きられる地域社会の実現を目指します。

主な関連事業

① 結婚支援事業

基本目標

2

支援が必要なこどもを支えます

2-1 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもの健やかな成長を妨げる重大な問題であり、早期の発見と対応、未然防止に向けた体制整備が不可欠です。

本市では、児童虐待に関する相談を受け付け、迅速かつ適切な対応を行うとともに、関係機関との情報共有と連携を通じて支援体制の充実を図っています。また、「要保護児童対策地域協議会」において、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催し、子どもや家庭の状況に応じた支援の調整や、関係職員の知識向上にも取り組んでいます。

令和6年4月には「こども家庭センター」を開設し、妊娠期から18歳未満までの子どもとその家庭に対して、相談支援や訪問支援などを通じた切れ目のない支援を開始しました。

今後は、こうした支援を必要とする家庭に、より早い段階から継続的に関わることができるように、支援の対象と手法を見直しながら対応力の向上を図っていきます。あわせて、関係機関との連携体制をさらに強化するとともに、支援に携わる人材の育成・確保にも計画的に取り組み、地域全体で子どもと家庭を見守る環境づくりを進め、行政と地域が一体となった包括的な支援体制の構築を目指します。

主な関連事業

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① こども家庭センター | ⑦ 支援対象児童等見守り強化事業 |
| ② 要保護児童対策地域協議会 | ⑧ 親子関係形成支援事業 |
| ③ 児童虐待に関する相談体制の充実 | ⑨ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） |
| ④ 子育て世帯訪問支援事業 | ⑩ 利用者支援事業（児童福祉）及び |
| ⑤ 児童育成支援拠点事業 | 家庭児童相談室事業 |
| ⑥ 養育支援訪問事業 | |

■相談窓口

機関	電話
さくら市こども家庭センター	028-616-3714
栃木県県北児童相談所	0287-36-1058
児童相談所虐待対応ダイヤル（全国共通）	189（24時間対応）

※令和7年4月時点

2-2 ひとり親家庭等の困難を抱えるこども・若者への支援

ひとり親家庭は、子育てと生活の維持を一人で担うため、多くの困難に直面しやすい状況にあります。特に、経済的な負担が重くなりやすいことに加え、時間的な余裕も限られているため、親子が穏やかに過ごす時間を確保することが難しい現状があります。

本市では、「児童扶養手当支給事業」や「ひとり親医療費助成事業」などの経済的支援をはじめ、「母子生活支援事業」や「母子父子自立支援事業」など、各家庭の個別の状況に合わせたきめ細やかなサポートを進めています。また、養育費の確実な履行を図るため、相談や取り決めの促進にも力を入れ、安全で安心な親子交流の支援にも取り組んでいます。

今後は、こうした支援策の一層の活用促進を図るとともに、ひとり親家庭等の多様な状況に応じた個別支援の充実を進めていきます。

さらに、教育の機会保障や就労支援の強化を通じて、保護者とこども双方の自立に向けた支援をより一層推進し、すべてのこども・若者が安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

主な関連事業

- ① 自立支援教育訓練給付金事業
- ② 高等職業訓練促進給付金等事業
- ③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ④ 女性支援相談及び母子父子自立支援事業
- ⑤ ひとり親医療費助成事業
- ⑥ ひとり親家庭への放課後児童クラブやショートステイ、
ファミリーサポートセンターなどの利用料減免
- ⑦ 児童扶養手当支給事業
- ⑧ ひとり親家庭等に対する相談体制の整備
- ⑨ 母子生活支援事業
- ⑩ 養育費に関する公正証書等作成支援事業

2-3 障がいのあるこども・若者への支援

本市では、障がいのあるこどもが地域で安心して育ち、自分らしい生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育の各関係機関が連携し、総合的な支援体制の強化に取り組んでいます。

市内全ての保育所における障害児保育事業に対し、障がいの程度に応じて保育士の加配経費などを補助し、受け入れ体制の充実を図っています。また、発達障がいなど軽度の障がいを持つこどもについても、軽度障害児保育事業を通じて支援を行い、適切な保育環境の提供を推進しています。

放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れについては、現在の6か所の施設で継続支援とともに、市内にある5か所の障がい児通所施設及び3か所の日中一時支援施設の周知・利用促進に努めています。

さらに、相談支援事業や乳幼児健康診査を活用した早期発見・早期支援の体制を整備し、地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携しながら、障がい児とその家族に対する切れ目のない支援を推進しています。新生児聴覚検査にかかる費用助成など、聴覚障がいの早期療育に向けた取組も実施しています。

今後も、多様な支援ニーズに対応し、こどもたちがその可能性を最大限に發揮できるよう、包括的かつ継続的な支援体制の充実を図ります。

主な関連事業

- ① 障害児保育事業
- ② 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ
- ③ 障がい児の通所支援等
- ④ 障がいに関する相談体制の充実
- ⑤ 新生児聴覚検査助成事業
- ⑥ 障害児早期支援事業
- ⑦ 特別障害者手当等支給事業
- ⑧ 障害者虐待防止センター事業

2-4 外国籍の家庭や外国につながることも・若者への支援

国際化の進展に伴い、外国籍の家庭や外国にルーツを持つこどもたちが地域社会で安心して暮らし、学び、自立できる環境づくりが求められています。

本市では、多様な文化的背景を持つ家庭に対して、生活情報や行政サービスを適切に届けるため、「外国人生活情報ガイドブック」や「外国語母子健康手帳」の配布を行い、母子保健や子育て支援の情報が行き届くよう努めています。また、外国語による情報提供体制を整備し、必要な支援が言葉の壁によって妨げられないよう取り組んでいます。

教育の分野では、小・中学校における日本語指導の支援体制として「外国語支援員（母語支援）」を配置し、日本語指導が必要な児童生徒への学習支援を実施しています。さらに、日本語教室の実施を通じて、こどもや家庭が地域に円滑に適応できるよう支援を行っています。

今後も、外国籍のこどもたちやその家庭が、地域で孤立することなく、安心して生活し、将来に向けて希望を持って成長できるよう、教育・福祉・行政サービスの分野での多言語対応や支援体制の一層の充実を図っていきます。

主な関連事業

- ① 外国人生活情報ガイドブックの配布
- ② 外国語母子健康手帳の交付
- ③ 日本語教室の実施
- ④ 小・中学校における外国語支援員の配置
- ⑤ 外国語による情報提供

2-5 いじめ対策の推進や不登校支援

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会全体でその解決に取り組むことが求められています。本市では、専門家や関係機関と学校との連携を図り、いじめや不登校などの諸課題を抱える児童生徒への支援の充実を進めます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進し、相談体制の充実や派遣・配置回数の拡充を図るとともに、教職員への研修などを通じて、校内いじめ防止策組織を核とした、いじめを許さない学校づくりと、早期発見・早期対応が可能な体制の整備を進めます。

また、不登校の児童生徒に対しては、適応支援教室の運営を通じて、安心して過ごせる居場所の確保と学びの継続を支援します。関係機関や家庭、地域と連携しながら、こどもが自信を取り戻し、社会的自立へつながるよう支援体制の一層の充実を図ります。

主な関連事業

- ① スクールカウンセラー活用事業
- ② 適応支援教室運営事業

2-6 ひきこもり状態にあるこども・若者への支援

さまざまな要因により、家庭や社会との関わりを持つことが難しくなり、ひきこもりの状態にあるこどもや若者が増加しています。こうしたこどもたちが孤立することなく、安心して相談や支援を受けることができるよう、早期の発見と継続的な支援体制の充実を図ります。

関係機関や学校、福祉・保健・医療などの多機関が連携し、こども一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、家庭への支援や保護者の相談体制の整備にも取り組みます。

また、地域全体でこどもを見守り、社会とのつながりを回復できるような居場所づくりや社会参加の機会を推進します。

主な関連事業

- ① ひきこもり支援事業

2-7 自殺防止対策の推進

自殺は、こどもを含む社会全体にとって看過できない深刻な問題であり、特に若年層においてそのリスクが高まっています。令和6年版自殺対策白書では、全国の小・中・高生の自殺者数が513人（令和5年）と過去最多であった令和4年と同水準で推移しており、早期の支援体制の充実が一層求められています。

本市の自殺対策においては、「第2期さくら市自殺対策計画」（令和7年度～令和17年度）に基づき、こどもが生きづらさや悩みを抱えたときに、身近で信頼できるおとなにSOSを出せるような環境づくりを進めるとともに、こころの健康を維持するための教育を推進しています。

また、悩みを抱えるこどもを早期に把握し、学校・家庭・地域・関係機関が連携して適切な支援につなぐ体制を強化しています。さらに、配慮が必要なこどもの精神的ストレスを軽減できるよう、相談体制や支援プログラムの充実を図ります。

主な関連事業

- ① 地域自殺対策強化事業

2-8 こどもの貧困対策の推進

アンケート調査（高校生・若者）では、こども・若者への支援のために必要な取組みとして、「生活が苦しいこどもや家庭を支援する」と回答した人が 45.3%と最も多く、経済的支援の重要性が示されています。この結果を踏まえ、本市では、家庭の経済的困窮がこどもの生活や学習環境、さらには将来の進路や成長の機会にまで影響を及ぼすことが懸念されることから、こどもの健やかな成長を支えるため、家庭の状況に応じた総合的な支援を進めます。

生活困窮世帯のこどもに対しては、学習支援や居場所づくりを通じて、こどもの自立や社会的なつながりの形成を支援するとともに、保護者には就労や家計管理などの生活全般を見据えた支援を行い、将来的な貧困の連鎖防止を図ります。

また、生活保護や各種給付金制度を適切に活用し、こどもの学びや進学・就職を支援することで、安定した生活基盤の確立と自立の促進につなげ、経済的理由によってこどもの可能性が制限されることのないよう、行政、学校、関係機関が連携して支援体制の充実を図ります。

主な関連事業

- ① 生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業
- ② 住宅確保給付金
- ③ 被保護者就労支援事業
- ④ 生活困窮者自立相談支援事業
- ⑤ 生活困窮者家計改善支援事業
- ⑥ さくら市・斎藤奨学金事業
- ⑦ さくら市給付型奨学金事業
- ⑧ 児童生徒就学援助事業

2-9 社会的養護の推進やヤングケアラーへの支援

虐待や家庭の事情などにより家庭での養育が難しいこどもに対しては、こどもの最善の利益を最優先に考え、安全で安心できる生活環境を確保するとともに、心身の成長を支える支援を行います。施設や里親等による社会的養護の充実を図り、こどもが安定した生活を送りながら将来に希望をもてるよう支援を進めます。

また、家族の介護や世話などを日常的に担っているヤングケアラーについては、本人や家庭が孤立することのないよう、学校、福祉、医療などの関係機関が連携し、早期発見と支援体制の整備を推進します。さらに、こどもが安心して学び、成長できる環境を整えるため、相談体制の充実や周囲の理解促進、支援ネットワークの構築を進めます。

主な関連事業

- ① 里親制度の周知
- ② ヤングケアラー把握と支援

3-1 子育てしやすい生活環境の整備

子育て世帯を含む市民が安心して暮らせる生活環境を整備することは、こども・子育て施策の基盤となります。本市では、公営住宅や公共施設、道路などのハード面と、安全・交通面などのソフト面の両方から、子育てしやすい環境づくりを進めます。

本市が管理する公営住宅では、転居等により入居可能となった住宅の情報を広報紙などで市民に提供します。歩道や公共施設の整備では、段差などが障がい者やベビーカー、自転車の通行の妨げにならないよう配慮し、諸基準に基づき快適に利用できる環境を整備します。都市公園については、栃木県が定める「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の基準に適合するバリアフリー化を進めています。

また、交通教育指導員や警察と連携して交通安全教室を計画的に実施するほか、塾や習い事の送迎の負担を軽減するため、低料金で小・中学生が単独で利用できるデマンド交通を運行します。

さらに、防犯指導や防犯機器・防犯灯の整備、こどもを取り巻く有害環境への対策も推進し、今後も子育て世帯が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

そのほか、子育て相談室・授乳室やあそびの広場、都市公園等へのインクルーシブ遊具の整備、音楽や調理などの体験コーナーや子育て親子の交流の場など、公共・公用施設におけるこども・子育て支援機能強化に係る施設整備を実施していきます。

主な関連事業

- ① 公営住宅の情報提供
- ② バリアフリー化された歩道
- ③ 公共施設等のバリアフリー化
- ④ 交通安全教室
- ⑤ デマンド交通事業
- ⑥ 防犯指導
- ⑦ さくら市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の点検・安全確保
- ⑧ 防犯機器の配布
- ⑨ 防犯灯整備
- ⑩ こどもを取り巻く有害環境対策の推進
- ⑪ こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

3-2 職業生活と家庭生活との両立推進

仕事と家庭生活の両立は、子育て支援や男女共同参画の観点から重要です。アンケート調査（乳幼児保護者）では、理想とする子どもの人数を実現することが難しい理由として、「子育てのための経済的負担が大きいから」と回答した人が 79.6%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が困難だから」が 55.9%と 2 番目に多くなっています。この結果から、経済的負担や仕事との両立が子育てに大きな影響を及ぼしていることが明らかであり、家庭生活と職業生活の両立を支援する取組の重要性がうかがえます。

本市では、市民や企業への啓発、制度の周知、家庭内での実践支援を通じて、職業生活と家庭生活の両立を推進します。市内企業に男女共同参画情報紙を配布するほか、市民向けには、男女共同参画講座や働き方改革セミナー・相談会の開催、情報紙の配布などを通じて男女共同参画の理解促進を図ります。また、「第5次さくら市男女共同参画計画」（令和6年3月策定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進にも努めます。

さらに、父親の育児参加を促進するため、父親向けの子育て講座や父子料理教室などを実施し、家庭での子育て・家事への参画を支援します。あわせて、育児・介護休業制度や再雇用特別措置について企業向けセミナーで周知するなど、企業・地域・家庭のさまざまな場面で両立支援を行っています。

本市では、こうした状況を踏まえ、家庭・地域・企業が連携し、子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを一層進めてまいります。

主な関連事業

- ① 企業・労働者への意識啓発
- ② 市民への意識啓発
- ③ 父親の育児参加促進
- ④ 育児・介護休業制度の周知
- ⑤ 再雇用特別措置の周知
- ⑥ 様々な場面における両立支援

3-3 地域全体でこどもや子育て家庭を支える支援

こどもや子育て家庭が安心して生活できる地域社会を築くためには、学校や行政区などの地域団体、家庭、関係機関が連携し、地域全体でこどもを見守り、子育て家庭を支えていくことが大切です。

防犯機器の配布や一般家庭・事業所の協力による「こども 110 番の家」の設置、通学路の点検などを通じて、こどもの安全確保に努めるとともに、自主防犯団体のネットワーク構築を支援し、地域の防犯活動の活性化を図ります。また、各学校では児童生徒がソーシャルメディアの危険性を学ぶ講演会や研修会を実施するなど、こどもを取り巻く有害環境への対策も推進します。

さらに、学校運営協議会制度の活用やファミリーサポートセンター事業を通じて、地域の力を生かした子育て支援を充実させ、こどもが安心して成長できる社会、家庭が必要な支援を受けられる地域づくりを目指します。

主な関連事業

- ① 学校運営協議会制度の導入
- ② こども 110 番の家
- ③ 防犯ネットワーク
- ④ ファミリーサポートセンター事業
- ⑤ 行政区（自治会）活動の活性化

3-4 こども・若者の権利を尊重する環境づくり

こども基本法に示されているように、こどもの権利を市全体で共有することは、こども施策を進める上での基盤となります。本市では、こどもが教育や日常生活の中で、自分の権利を理解し、困難に直面した際に助けを求めたり回復したりする方法を身につけられるよう、権利教育や人権教育の充実を図り、こども自身が権利の主体であることを広く理解できる環境づくりを進めます。

また、こどもに関わる全ての大人に対しても、人権意識の向上や権利の尊重の重要性を啓発するとともに、こどもの権利条約の内容や趣旨を広く周知することで、地域全体でこどもの権利が尊重される社会づくりを推進します。

主な関連事業

- ① こども基本法や権利条約の周知
- ② 地域人権啓発活動活性化事業
- ③ 人権教育推進事業

3-5 こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明の機会と社会参画の機会を確保し、その意見を尊重するとともに、こどもの最善の利益を優先することが定められています。また、こども施策を策定・実施・評価する際には、こども・若者の意見を幅広く聴取し、施策に反映させるための措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

こうした法的的理念を踏まえ、こどもや若者が安心して意見を出せる場を提供し、政策や地域づくりに生かす取組を進めています。社会参画の経験を通じて、責任感や協調性、課題解決力などを育むとともに、市民や関係機関との対話を通じて、地域全体でこどもの意見や視点を尊重する文化の醸成を目指します。

アンケート調査（高校生・若者）では、行政に対して自分の意見や思いを伝えたいと思ったことがあるかについて、「思ったことはあるが、伝えたことはない」と回答した人が58.3%と最も多く、意見を持ちながらも行動に移せていないこども・若者が多いことが明らかになりました。次いで「思ったことはない」が24.7%、「わからない」が8.6%となっており、こども・若者が意見を表明することへの心理的ハードルや機会不足が課題であることが示されています。

こうした現状を踏まえ、本市では、（仮称）さくら市こども会議を設置し、こども・若者が自分の考えを安心して表現できる場をさらに拡充し、政策や地域づくりへの参加を促進していきます。これにより、こども・若者の視点や意見を尊重した地域づくりを進め、将来にわたり主体的に社会に参画できる人材の育成を目指します。

主な関連事業

-
- ① （仮称）さくら市こども会議の開催
-

第 5 章

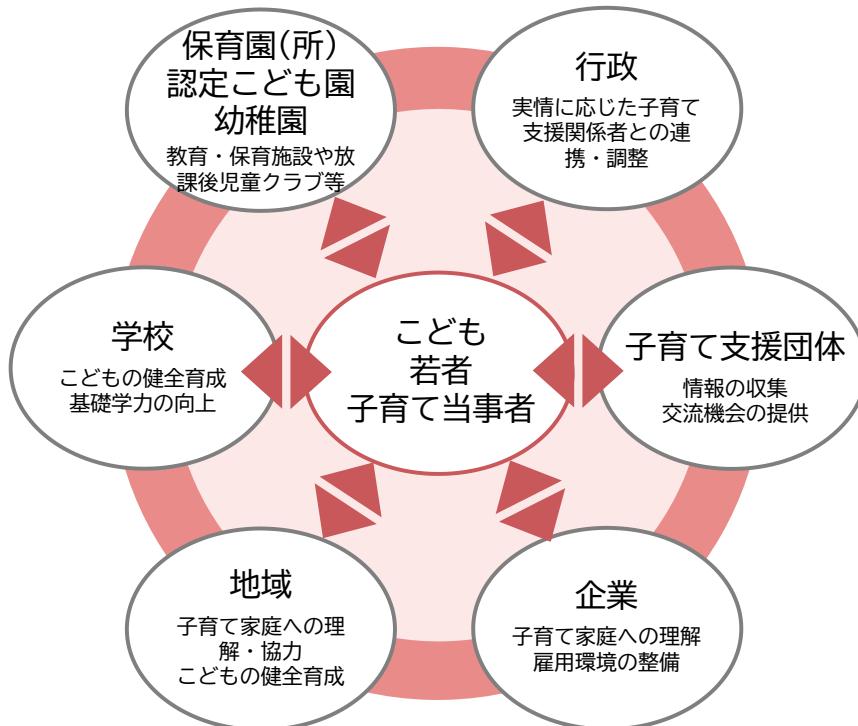
計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進に向けて

「こどもまんなか社会」の実現には、市民一人ひとりが本計画の理念や考え方を理解し、共有することが何よりも重要です。そのため、本計画について広く周知を図ります。

また、「こども基本法」では、こどもに関わる幅広い分野の施策を進めるにあたり、こどもの意見を反映することが求められています。本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であることから、その推進にあたっても、こどもの意見を丁寧に聴き、施策に反映させていくことが必要です。

施策の実効性を高めるためには、各部署が取組の目的や好事例を共有しながら、施策の特性に応じた意見聴取と施策への反映を進めていくことが求められます。さらに、学校をはじめ地域住民や企業、NPO法人、子育て支援団体などの関係機関と積極的に連携・協働しながら、計画を着実に推進していきます。

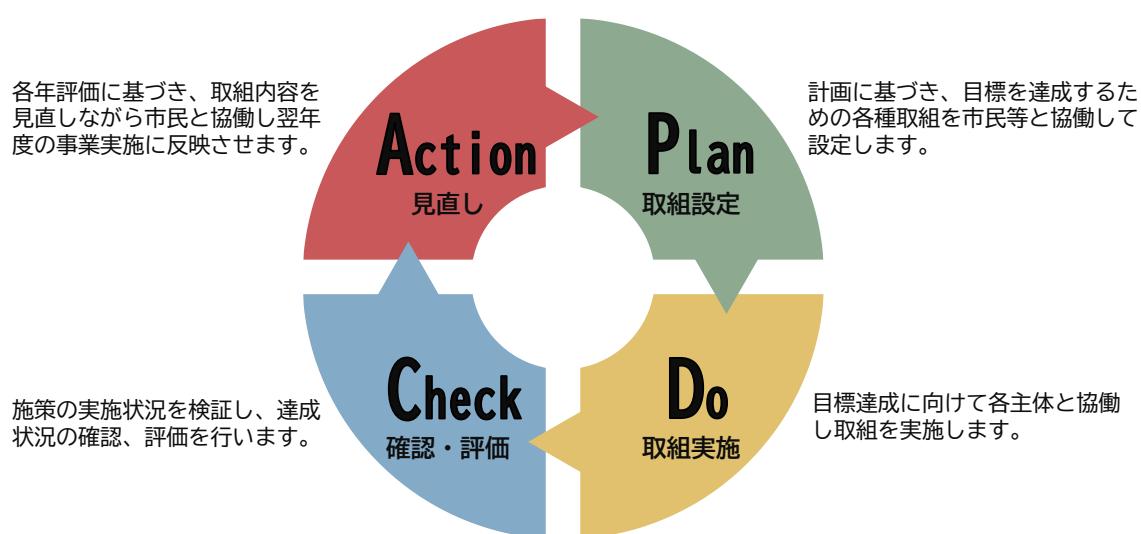


第2節 計画の評価・検証

本計画が的確に実施されるように管理するとともに、各種サービス等について需要と供給のバランスがとれているかを把握するため、毎年度「子ども・子育て会議」及び「少子化対策推進本部会議」において計画の進捗状況を審議し、評価します。また、会議において計画と実績の評価を基に、計画見直しの必要性について検討します。

計画の見直しが必要となった場合は、速やかに計画を見直し、各事業の実施を推進することとします。

■計画の進行管理（P D C Aサイクルの展開）



第3節 計画の数値目標

第3次さくら市総合計画前期基本計画（令和8年3月策定）に掲げられた目標の達成に向けて、同計画における施策の成果指標及び基本事業の指標である15件（政策1子育て・教育のうち1-1健やかに産み育てられる環境づくり部分）を本計画の基本目標1及び2の指標として設定し、各種施策を推進していきます。

基本目標		指標名	現状値※	目標値※
1 すべてのこどもを すくすくと育てます	1	子育て支援のサービス・環境が充実していると思う中学生以下の保護者の割合（%）	81.4 (R7)	85.0
		合計特殊出生率	1.18 (R5)	1.20 (R11)
		市内で子育てをしたいと思う乳幼児の保護者の割合（%）	96.9	97.0
		保育所・認定こども園・地域型保育事業所の待機児童数(4月1日現在)（人）	0	0
		こども誰でも通園制度の利用率（%）	-	10.0
		放課後児童クラブの待機児童数(4月1日現在)（人）	0 (R7)	0
		こども食堂等のこどもの居場所数（箇所）	11 (R7)	15
		こどもひとりあたり児童医療費助成額（円）	28,000	29,000
		出産後、保健師等からの指導・支援を十分に受けた保護者の割合（%）	94.6	95.0
		育児に関する悩みの相談先、解決する方法等を知っている幼児の保護者の割合（%）	92.1	93.0
		乳幼児健診の平均受診率（%）	99.6	99.6
		虫歯がない3歳児の割合（%）	88.4	89.0
		年間婚姻数（件）	159	160
2 支援が必要な こどもを支えます	1	児童相談のうち終結した件数の割合（%）	54.4	54.5
	2	女性相談のうち対応した件数の割合（%）	100.0	100.0
3 地域のみんなで こどもを育てます	1	ファミリーサポートセンター事業の会員数(利用会員・提供会員・両方会員の合計)（人）	202	242
	2	(仮称)さくら市こども会議開催数（回/年）	-	2

※現状値及び目標値が所定年度（令和6年度・令和12年度）以外の場合は、下段に括弧書きで対象年度を記載しています。

資料編

1 さくら市子ども・子育て会議

さくら市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日条例第 29 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、さくら市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

さくら市子ども・子育て会議委員名簿

令和7年4月1日時点

番号	区分	氏名	団体名等
1	子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者	佐野 朝男	元市幹部職員（児童課長歴任）
2	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	君島 清美	公立保育園長 代表 (たいよう保育園 園長)
3		柏木 宏子	民間保育園長 代表 (第二氏家さくら保育園 園長)
4		中山 早苗	認定こども園 代表 (氏家幼稚園 園長)
5		加藤 則夫	地域型保育事業 代表 (つくし保育園 園長)
6		渡邊 幸雄	さくら市社会福祉協議会 会長
7		片桐 洋史	児童家庭支援センター ちゅうりっぷ 副センター長
8		若倉 健	子どもの学習支援事業者 (特定非営利活動法人こころのバトン理事長)
9		鈴木 久美子	上松山児童センター センター長
10		櫻井 由美子	氏家児童センター センター長
11		和久 賢次	喜連川児童センター センター長
12		福田 敦子	南小放課後児童クラブ センター長
13		大橋 堅固	こども食堂運営者（さくら会）
14	子ども・子育て支援に 関する関係団体の推薦を 受けた者	笠井 勇一	民生委員児童委員協議会連合会 会長
15		黒田 敦子	小中学校校長会 会長 (さくら市立氏家小学校 校長)
16		木下 弘子	家庭教育支援オピニオンリーダー 代表 (コンチの会 会長)
17		岡崎 真紀	さくら市教育委員会 教育委員
18	子どもの保護者	金子 大紀	保育園保護者会長 代表 (わくわく保育園保護者会 会長)
19		岩渕 慎太郎	認定こども園 PTA 会長 代表 (きつれ川幼稚園 PTA 会長)
20	公募による市民	平野 洋一	特定非営利活動法人子育て支援塾 代表
21	関係行政機関の職員	山田 智恵子	さくら市健康福祉部長
22		竹田 和弘	さくら市こども家庭センター センター長

※敬称略

2 さくら市少子化対策推進本部会議

さくら市少子化対策推進本部設置規程

(設置)

第1条 少子化対策を総合的かつ効果的に推進するため、さくら市少子化対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 少子化対策に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務。
- (2) 少子化対策に関する施策の評価及び改善に関する事務。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、少子化対策に関する施策の推進に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、さくら市庁議規則（平成17年さくら市規則第5号）第2条に規定するメンバーをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部は、必要があると認めるときは、本部の会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 本部長は、少子化対策に関する必要な調査等を行うため、本部にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織その他運営に関し、必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、健康福祉部こども政策課及びこども家庭センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

さくら市少子化対策推進本部会議委員名簿

令和7年度

番号	職名	氏名	備考
1	市長	中村 卓資	本部長
2	副市長		副本部長
3	教育長	橋本 啓二	副本部長
4	総合政策部長	関 和久	
5	市民生活部長	横塚 一徳	
6	健康福祉部長	山田 智恵子	
7	産業経済部長	野崎 憲作	
8	建設部長兼 上下水道事務所長	添田 達央	
9	議会事務局長	鈴木 克芳	
10	教育次長	櫻井 広文	
11	会計管理者	永井 宏昌	

3 さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ

さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ設置規程

(設置)

第1条 さくら市少子化対策推進本部設置規程（令和7年さくら市訓令第1号。第3条において「訓令」という。）第6条第1項の規定に基づき、少子化対策に関する必要な調査等を行うため、さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 少子化対策に関する必要な調査に関すること。
- (2) 少子化対策に関する施策の課題及び具体的な取組の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、少子化対策に関する施策の推進に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 ワーキンググループに属すべきグループ員（以下「グループ員」という。）は、市職員の中から、訓令第3条第2項に規定するさくら市少子化対策推進本部の本部長（第9条において「本部長」という。）が任命する。

(任期)

第4条 グループ員の任期、前条の規定による任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーの選出は、グループ員の互選とする。
- 3 リーダーは、事務を総括し、ワーキンググループを代表する。
- 4 リーダーに事故あるとき又は欠けたときは、サブリーダーが、その職務を行う。

(会議)

第6条 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、リーダーが会議の議長となる。

2 リーダーは、必要があると認めたときはグループ員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(テーマ別会議)

第7条 リーダーは、第2条の所掌事務に関し、必要に応じ具体的な内容について協議及び検討するため、次に掲げるテーマごとの会議（以下この条において「テーマ別会議」という。）を設けることができる。

- (1) 出会い・結婚・妊娠・出産分科会
 - (2) 子育て・教育分科会
 - (3) 安心・見守り分科会
- 2 リーダーは、テーマ別会議ごとに座長を指名し、座長は当該会議を総括する。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、テーマ別会議にグループ員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 ワーキンググループの庶務は、健康福祉部こども政策課及びこども家庭センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ名簿

令和7年度

◎：リーダー ○：サブリーダー

1、【出会い・結婚・妊娠・出産】ワーキンググループ

番号	役割	氏名	所属	職
1	○	松本 佳奈実	こども家庭センター子育て世代支援係	主任
2		川井 和久	財政課情報システム係	主査
3		石原 宏哉	スポーツ振興課施設係	主任
4		相澤 裕紀奈	喜連川市民生活室保険福祉係	主任
5	◎	岡田 慎	都市整備課花と緑の小都市推進室	室長
6		高根 幸江	健康増進課健康増進係	係長

2、【子育て・教育】ワーキンググループ

番号	役割	氏名	所属	職
1	◎	薄井 淳	総務課行政係	係長
2		鈴木 清華	市民課市民係	主査
3	○	森 芳乃	こども家庭センター子育て世代支援係	主任
4		吉家 雅人	農政課	地域おこし協力隊
5		杉田 由衣	高齢課介護認定調査員	会計年度任用職員
6		千野根 直紀	都市整備課市街地整備係	主査

3、【安心・見守り】ワーキンググループ

番号	役割	氏名	所属	職
1		赤塚 智衣	さくら市ミュージアム学芸係	主任
2		鈴木 真代	生涯学習課生涯学習係	係長
3	○	小野 康二郎	総務課人事係	主任
4		粕谷 尚枝	市民課	課長補佐
5	◎	橋本 宜之	学校教育課	課長補佐
6		菅間 高之	高齢課生活支援コーディネーター	会計年度任用職員

4 策定経過

年	月日	内容
令和6年	10月7日～ 10月25日	こどもたちへの意見聴取（さくらっこどもアンケート） 小学5年生：403件配布、429件回収（回収率100.0%） 中学2年生：408件配布、340件回収（回収率83.3%）
令和7年	3月24日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ任命式及びキックオフミーティング
	4月23日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「子育て・教育」・「安心・見守り」分科会（第2回）
	4月25日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「出会い・結婚・妊娠・出産」分科会（第2回）
	5月19日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「出会い・結婚・妊娠・出産」分科会（第3回）
	5月23日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「子育て・教育」分科会（第3回）
	6月25日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「出会い・結婚・妊娠・出産」分科会（第4回）
	6月24日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「子育て・教育」分科会（第4回）
	7月4日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「安心・見守り」分科会（第3回）
	7月7日～ 7月24日	さくら市こども計画策定についてのアンケート調査実施 乳幼児の保護者：1,427件配布、509件回収（回収率35.7%） 高校生・若者：2,000件配布、360件回収（回収率18.0%）
	7月16日	第1回さくら市子ども・子育て会議
	7月23日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「子育て・教育」分科会（第5回）
	8月7日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「安心・見守り」分科会（第4回）
	8月21日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「子育て・教育」分科会（第6回）
	9月8日	第1回さくら市少子化対策推進本部会議 さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「安心・見守り」分科会（第5回）

年	月日	内容
令和7年	9月17日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「出会い・結婚・妊娠・出産」分科会（第5回）
	9月19日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「子育て・教育」分科会（第7回）
	9月25日	さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ「出会い・結婚・妊娠・出産」分科会（第6回）
	10月1日	第2回さくら市少子化対策推進本部会議 (さくら市少子化対策推進本部ワーキンググループ政策提言会)
	11月20日	第3回さくら市少子化対策推進本部会議
	12月2日	第4回さくら市少子化対策推進本部会議（書面）
	12月16日	第5回さくら市少子化対策推進本部会議
令和8年	1月9日	第6回さくら市少子化対策推進本部会議
	1月21日	第2回さくら市子ども・子育て会議
	2月14日～ 3月13日	パブリック・コメント実施

5 該当事業一覧

基本目標1 すべての子どもをすくすくと育てます

事業内容	担当課
1-1 総合的な子育て支援の充実	
① 子育てガイドブックの配布	こども政策課 こども家庭センター 生涯学習課
② 曜日当番医事業、塩谷地区夜間診療室の周知徹底	健康増進課 こども家庭センター
1-2 子育て相談や情報提供の充実	
① 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	こども政策課
② 身近な子育て相談・支援体制の充実	こども政策課 こども家庭センター 学校教育課 生涯学習課
③ 食生活に関する知識の普及啓発	健康増進課 こども政策課 こども家庭センター 農政課 学校教育課 生涯学習課
④ 相談機関へ来づらい方への支援	福祉課 こども政策課 こども家庭センター
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）	こども家庭センター
⑥ 親子支援事業	こども家庭センター
1-3 子育て世帯等の経済的負担の軽減	
① 第2子以降保育料等免除等事業（教育・保育施設、放課後児童クラブ）	こども政策課
② 児童医療費助成の実施	こども政策課
③ さくら市・斎藤奨学金事業	学校教育課
④ さくら市給付型奨学金事業	学校教育課
⑤ 小・中学校給食費の無償化	学校教育課
1-4 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
① 幼保連携型認定こども園の地域開放	こども政策課
② 親子による交流・自然体験学習	農政課 生涯学習課
③ 子ども会活動の活性化	生涯学習課
④ 中・高校生の乳幼児ふれあい体験	こども政策課 生涯学習課
⑤ エンゼル講座による親子での交流や体験	生涯学習課
⑥ 家庭教育オピニオンリーダーの養成	生涯学習課
⑦ 地域と学校を結ぶコーディネーター・学校支援ボランティアの育成	生涯学習課

事業内容	担当課
1-5 こども・若者の居場所づくり	
① 児童館事業	こども政策課
② 公民館を活用した中高生への学習室開放	生涯学習課
③ こども食堂など子どもの居場所づくりを行う団体への支援	こども政策課
④ 地域でこどもを育てる意識高揚	生涯学習課
⑤ 市民活動支援センター事業	総合政策課
⑥ 子育て関連施設（児童センター等）の環境改善	こども政策課
1-6 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援	
① 母子健康手帳交付時の面接と相談体制の充実	こども家庭センター
② 特定妊婦などの把握と支援の充実	こども家庭センター
③ マタニティ個別レッスンの実施	こども家庭センター
④ 妊産婦医療費助成事業	こども政策課 こども家庭センター
⑤ 妊婦のための支援給付	こども家庭センター
⑥ 妊産婦健康診査事業	こども家庭センター
⑦ 妊娠・出産包括支援事業	こども家庭センター
⑧ 産後ケア事業	こども家庭センター
⑨ 不妊治療費助成事業	こども政策課
⑩ 乳児健康診査（新生児聴覚検査・1か月児健康診査・先天性股関節脱臼検査 ・4か月児健康診査・10か月児健康診査）	こども家庭センター
⑪ 幼児健康診査（1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査・5歳児健康診査 ・2歳6か月児歯科健診）	こども家庭センター
⑫ 乳幼児健康診査未受診者対策	こども家庭センター
⑬ 育児・栄養相談指導の充実（乳幼児相談・すくすく計測）	こども家庭センター
⑭ 訪問指導（新生児・低体重児・未熟児、乳幼児）	こども家庭センター
⑮ 情報の周知徹底（健診時の個別案内・乳児家庭全戸訪問での予診票配布・予防接種 及び子どもの健康カレンダーの配布・広報及びホームページへの 掲載・「さくらっこ子育てアプリ」による周知）	健康増進課 こども家庭センター
⑯ 離乳食教室	こども家庭センター
⑰ とちまる救急安心電話相談のリーフレット配布	こども家庭センター
⑱ 適正受診についての広報	こども政策課 こども家庭センター
⑲ 利用者支援事業	こども家庭センター
⑳ 予防接種未接種者対策	健康増進課
㉑ 各種専門相談（言語発達相談・心理発達相談・運動発達相談）	こども家庭センター
㉒ 養育医療費助成事業	こども政策課

事業内容	担当課
1-7 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実	
① こども誰でも通園制度	こども政策課
② 一時預かり事業	こども政策課
③ 延長保育事業	こども政策課
④ 病児・病後児保育事業	こども政策課
⑤ 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校との連携	こども政策課
⑥ 就学支援事業	こども家庭センター 学校教育課
⑦ 子育て関連施設（保育所（園）等）の環境改善	こども政策課
1-8 学校等における教育環境の充実	
① 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校との連携	学校教育課
② 関係機関とのネットワークづくり	こども家庭センター
③ 思春期相談・教育	こども家庭センター
1-9 放課後の居場所づくり	
① 児童育成支援拠点事業	こども政策課
② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	こども政策課
③ 放課後子ども教室（ふれあいスクール）	生涯学習課
④ 子育て関連施設（放課後児童クラブ等）の環境改善	こども政策課
1-10 就学・就労支援の充実	
① 課外「さくらスクール」事業	生涯学習課
1-11 結婚を望む方への支援	
① 結婚支援事業	総合政策課

基本目標2 支援が必要なこどもを支えます

事業内容	担当課
2-1 児童虐待防止対策の推進	
① こども家庭センター	こども家庭センター
② 要保護児童対策地域協議会	こども家庭センター
③ 児童虐待に関する相談体制の充実	こども家庭センター
④ 子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター
⑤ 児童育成支援拠点事業	こども政策課
⑥ 養育支援訪問事業	こども家庭センター
⑦ 支援対象児童等見守り強化事業	こども家庭センター
⑧ 親子関係形成支援事業	こども家庭センター
⑨ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	こども家庭センター
⑩ 利用者支援事業（児童福祉）及び家庭児童相談室事業	こども家庭センター
2-2 ひとり親家庭等の困難を抱えるこども・若者への支援	
① 自立支援教育訓練給付金事業	こども政策課
② 高等職業訓練促進給付金等事業	こども政策課
③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	こども政策課
④ 女性支援相談及び母子父子自立支援事業	こども政策課
⑤ ひとり親医療費助成事業	こども政策課
⑥ ひとり親家庭への放課後児童クラブやショートステイ、 ファミリーサポートセンターなどの利用料減免	こども政策課 こども家庭センター
⑦ 児童扶養手当支給事業	こども政策課
⑧ ひとり親家庭等に対する相談体制の整備	こども政策課
⑨ 母子生活支援事業	こども政策課
⑩ 養育費に関する公正証書等作成支援事業	こども政策課
2-3 障がいのあるこども・若者への支援	
① 障害児保育事業	こども政策課
② 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	こども政策課
③ 障がい児の通所支援等	福祉課
④ 障がいに関する相談体制の充実	福祉課
⑤ 新生児聴覚検査助成事業	こども家庭センター
⑥ 障害児早期支援事業	福祉課
⑦ 特別障害者手当等支給事業	福祉課
⑧ 障害者虐待防止センター事業	福祉課

事業内容	担当課
2-4 外国籍の家庭や外国につながることも・若者への支援	
① 外国人生活情報ガイドブックの配布	総合政策課
② 外国語母子健康手帳の交付	こども家庭センター
③ 日本語教室の実施	総合政策課
④ 小・中学校における外国語支援員の配置	学校教育課
⑤ 外国語による情報提供	生活環境課
2-5 いじめ対策の推進や不登校支援	
① スクールカウンセラー活用事業	学校教育課
② 適応支援教室運営事業	学校教育課
2-6 ひきこもり状態にあるこども・若者への支援	
① ひきこもり支援事業	福祉課
2-7 自殺防止対策の推進	
① 地域自殺対策強化事業	福祉課
2-8 こどもの貧困対策の推進	
① 生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業	こども政策課
② 住宅確保給付金	福祉課
③ 被保護者就労支援事業	福祉課
④ 生活困窮者自立相談支援事業	福祉課
⑤ 生活困窮者家計改善支援事業	福祉課
⑥ さくら市・斎藤奨学金事業	学校教育課
⑦ さくら市給付型奨学金事業	学校教育課
⑧ 児童生徒就学援助事業	学校教育課
2-9 社会的養護の推進やヤングケアラーへの支援	
① 里親制度の周知	こども家庭センター
② ヤングケアラー把握と支援	こども家庭センター 福祉課

基本目標3 地域のみんなで子どもを育てます

事業内容	担当課
3-1 子育てしやすい生活環境の整備	
① 公営住宅の情報提供	建設課
② バリアフリー化された歩道	建設課 都市整備課
③ 公共施設等のバリアフリー化	こども政策課 都市整備課 学校教育課
④ 交通安全教室	生活環境課
⑤ デマンド交通事業	総合政策課 生活環境課
⑥ 防犯指導	生活環境課
⑦ さくら市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の点検・安全確保	建設課 学校教育課
⑧ 防犯機器の配布	生活環境課
⑨ 防犯灯整備	生活環境課
⑩ こどもを取り巻く有害環境対策の推進	生涯学習課
⑪ こども・子育て支援機能強化に係る施設整備	各課
3-2 職業生活と家庭生活との両立推進	
① 企業・労働者への意識啓発	総合政策課 健康増進課 商工観光課
② 市民への意識啓発	総合政策課 健康増進課 商工観光課
③ 父親の育児参加促進	総合政策課 こども政策課 こども家庭センター 生涯学習課
④ 育児・介護休業制度の周知	商工観光課
⑤ 再雇用特別措置の周知	商工観光課
⑥ 様々な場面における両立支援	総合政策課 こども政策課 こども家庭センター 商工観光課

事業内容	担当課
3-3 地域全体でこどもや子育て家庭を支える支援	
① 学校運営協議会制度の導入	生涯学習課
② こども 110 番の家	生涯学習課
③ 防犯ネットワーク	生活環境課 学校教育課
④ ファミリーサポートセンター事業	こども政策課
⑤ 行政区（自治会）活動の活性化	総務課
3-4 こども・若者の権利を尊重する環境づくり	
① こども基本法や権利条約の周知	こども政策課
② 地域人権啓発活動活性化事業	福祉課
③ 人権教育推進事業	生涯学習課
3-5 こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出	
① (仮称) さくら市こども会議の開催	こども政策課

6 用語解説

あ行

生きる力

こどもに身につけさせたい力の総称。文部科学省が提唱しているもので、変化の激しいこれからの社会を生きることでも身につけさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的な面で幸せな状態のこと。

か行

核家族

一組の夫婦と未婚のこども、夫婦のみ、父親または母親と未婚のこども、のいずれかからなる家族構成のこと。

教育・保育施設

幼稚園・認定こども園・保育所（園）・地域型保育事業（小規模保育等）のこと。

合計特殊出生率

「ひとりの女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの」で、出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせて計算したもの。

こども家庭庁

こどもを取り巻く行政分野のうち、従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的に設立された内閣府の外局で、令和5年4月に発足した。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

こども・若者の意見の政策反映

こども基本法の基本理念において、こどもの意見を表明する機会の確保と意見の尊重が掲げられており、こども政策の策定・実施・評価にあたっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが国及び地方公共団体に義務付けられている。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法により市町村への設置が規定されたことから、条例に基づいて設置された附属機関。学識経験のある者や子どもの保護者、関係団体等から構成され、子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育てに関する総合的な推進などに関して参画・関与する。

子ども・子育て支援法

全世代型社会保障実現を目指して平成24年8月に成立・公布された法律。子どものための現金給付（児童手当）や教育・保育給付の仕組み、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援事業計画などについて定めている。

子ども大綱

令和5年12月22日に、子ども基本法に基づき、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めるものとして閣議決定。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を1つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めている。

子どもまんなか社会

子ども大綱により、「すべての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」として示された理念・目標のこと。

婚姻率・離婚率

人口千人に対する婚姻（離婚）件数の割合で、各年10月1日現在の人口に対する年間の婚姻（離婚）件数の割合を表したもの。

さ行

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月公布・施行。急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。

小規模保育事業

小規模な施設で、6～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 職員はすべて保育士
B型	定員6～19人 職員は1／2以上が保育士
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

た行

待機児童

保育所（園）入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所（園）に入所していない児童のこと。（他に入所可能な保育所（園）があるにもかかわらず、特定の保育所（園）を希望して待機している児童などを除く。）

地域型保育事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

特定教育・保育施設

幼稚園・認定こども園・保育所（園）のこと。

特定妊婦

出産後のことの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。具体的には、若年、経済的問題、妊娠葛藤、母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届、妊婦健診未受診等、多子家庭、妊婦の心身の不調などの場合がある。

な行

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所（園）の両方の良さを併せ持つ施設。就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行える機能を備え、認定基準を満たし知事から認定を受けた施設。認定こども園は次の4つの型に分類される。

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所（園）的機能の両方を併せ持つ单一の施設。
幼稚園型	幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所（園）的な機能を備えた施設。
保育所型	保育所（園）が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設。
地方裁量型	認定こども園として必要な機能を備えて認定された認可外保育施設。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の発達が関係する障がいです。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。子ども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として位置付けられた。

こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となりうる。

幼児教育・保育の無償化

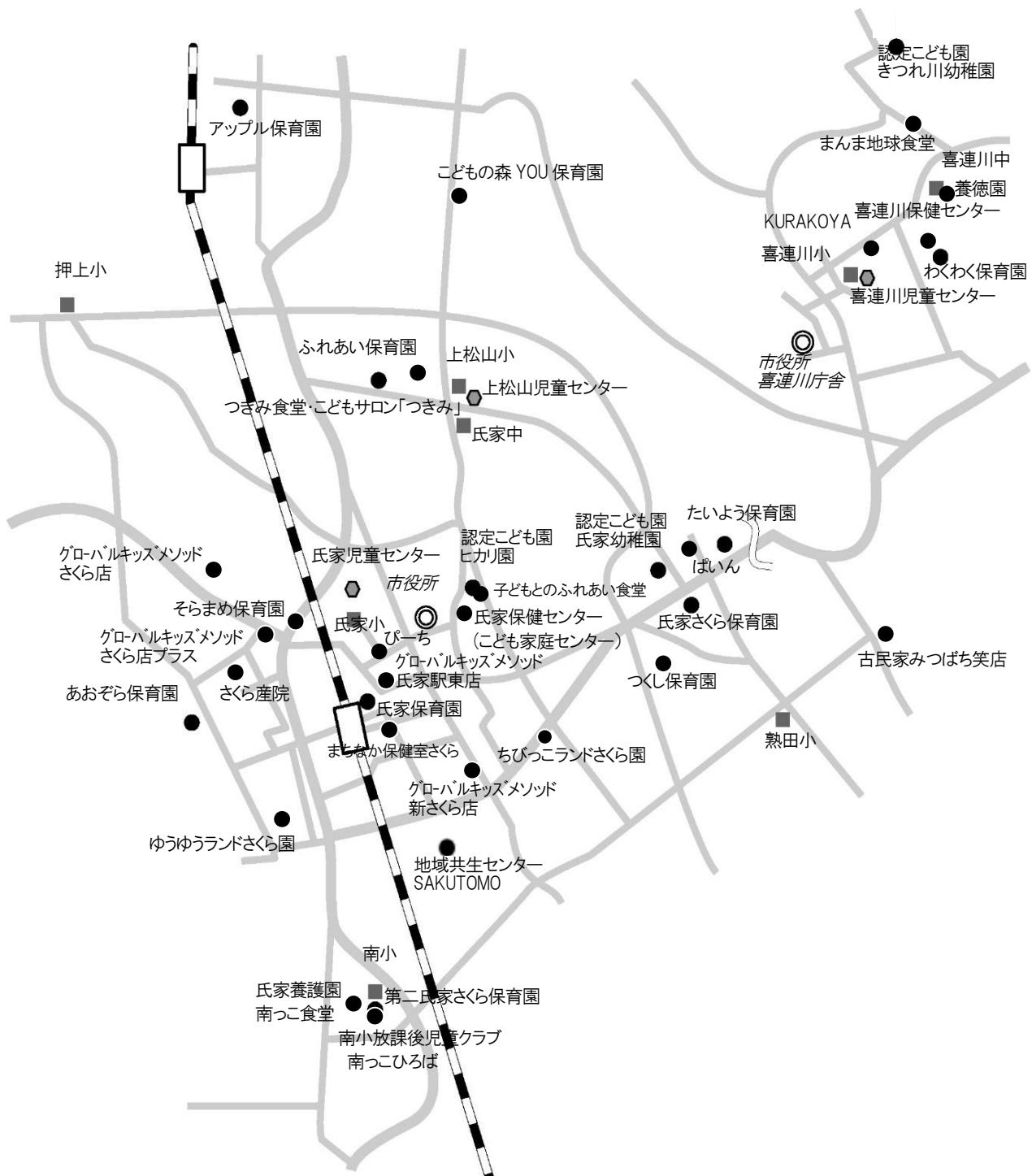
令和元年10月から開始となった、幼稚園・認定こども園・保育所（園）などを利用する3歳から5歳までの児童、2歳以下の住民税非課税世帯の児童についての利用料を無償化する制度。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての方が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の「生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

7 子育て関連施設マップ（令和7年4月時点）



さくら市こども計画

<令和8年度～令和11年度>

令和8年3月 発行

発行 さくら市

編集 さくら市 こども政策課

〒329-1392

栃木県さくら市氏家 2771 番地

TEL : 028-681-1125
